文化審議会著作権分科会報告書

平成16年1月

文化審議会著作権分科会



文化審議会著作権分科会報告書

目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • •	1
第1章 法制問題小委員会		
検討の内容について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • •	2
検討の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • •	4
1 関係者間の合意が形成された事項 ・・・・・・・・・・・・	• • • • • •	4
2 著作権法制全般に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・	••••• 1	5
3 個別の権利の在り方に関する事項 ・・・・・・・・・・・	••••• 1	9
4 各省庁の著作権法改正要望 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	C
第2章 契約・流通小委員会		
著作物等の利用許諾契約における利用者の保護 ・・・		3
1 検討事項について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
2 利用者保護に対する関係者の意見 ・・・・・・・・・・・		4
3 利用者の保護の在り方について ・・・・・・・・・・・・・	2	6
4 利用許諾契約に基づく許諾者の地位の承継について	3	1
5 まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_	3
著作物等に係る登録制度の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	4
1 プログラムの著作物に係る登録の実施主体について	3	4
2 著作物等に係る登録制度全般について ・・・・・・・・		6
その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	9
1 著作権等の集中管理事業の在り方について ・・・・・	3	9
2 「意思表示システム」の整備・普及について ・・・	3	9
第3章 国際小委員会		
検討事項について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	=	1
1 平成14年度の検討結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••• 4	1
2 本年度の検討事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••• 4	1
検討の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
1 著作権関連条約への対応の在り方について ・・・・・	••••• 4	2
2 海賊版対策の在り方について ・・・・・・・・・・・・・・・	••••• 4	6
3 インターネットを通じた著作権侵害に係る		
国際裁判管轄及び準拠法の在り方について ・・・・・・	4	7

4 フォークロアの保護の在り方について ・・・・・・・・・・・・・・・	• 50
第4章 著作権教育小委員会	
検討事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 52
1 平成14年度の検討結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 本年度の検討事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5 2
検討の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 大学における著作権教育の在り方について ・・・・・・・・・・	• 53
2 地方自治体・社会教育施設等の公的機関等が実施する	
著作権教育の在り方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
3 企業等における著作権教育の在り方について ・・・・・・・・・	• 56
文化庁が著作権教育を実施するための重要な視点 ・・・・・・・	• 5 7
1 著作権教育に関する実態を把握し中期的な	
目標を策定すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
2 著作権に関する研修の機会を拡大すること ・・・・・・・・・・	
3 学校向け事業を優先的に実施すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 58
4 著作権教育指導者を養成すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 58
5 分野等の要望にあった研修用標準カリキュラムを	
開発すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 9
6 文化庁と著作権関係団体等との連携・協力を深めること・・	• 60
7 その他配慮が求められる事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 60
第5章 司法救済制度小委員会	
検討の内容について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 62
検討の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 63
1 損害賠償制度の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 63
2 罰則の強化について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 66
3 司法制度改革推進本部における検討事項について ・・・・・	• 70
4 権利侵害行為の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 72
5 差止請求制度の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 73
おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 75

はじめに

文化審議会著作権分科会では、「知的財産戦略」として示された政府全体の方針に関する 事項等について検討し、平成15年1月に審議経過報告として公表したところである。

最近の著作権を含む「知的財産権」に関する政策の動きには非常に活発なものがあり、 昨年成立した知的財産基本法に基づいて、平成15年3月に「知的財産戦略本部」が設置 されて、同本部により7月8日に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(知 的財産推進計画)」が策定され、「知的財産立国」の実現に向けて具体的な施策が進められ ている。

本分科会では,知的な創作活動を重視していこうとする機運がますます高まりつつあることを踏まえて,昨年整理した「法律ルールの整備」,「円滑な流通の促進」,「国際的課題への対応」,「著作権教育の充実」,「司法救済制度の充実」の5つの分野について,引き続き各分野に対応する5つの小委員会を設置し,以下の事項について検討を進めることとした。

(1)法制問題小委員会 情報化に対応した著作者等の権利の在り方 情報化等に対応した権利制限の在り方

(2)契約・流通小委員会 著作物等の流通を促進するための方策の在り方 契約に関する法制の在り方

(3)国際小委員会

国際的ルール作りへの参画の在り方 アジア地域との連携の強化及び海賊版対策の在り方

(4) 著作権教育小委員会

広く社会人を対象とした普及啓発事業の在り方 児童生徒への教育の充実,教員の指導力向上等のための支援策の在り方

(5)司法救済制度小委員会

著作権に関する司法制度の在り方 裁判外紛争解決手段の在り方

各小委員会では,昨年の審議経過報告において今後も引き続き検討を進めるものと整理 された課題を中心に必要な施策等の検討を行った。

5つの小委員会の検討結果は,以下の各章に示したとおりである。

第1章 法制問題小委員会

検討の内容について

法制問題小委員会は,「法律ルール」の整備について検討するために設置された。「法律ルール」の整備について,「知的財産基本法」及び「知的財産の創造,保護及び活用に関する推進計画」には,それぞれ次のような記述がある。

【知的財産基本法】

(新分野における知的財産の保護等)

第十八条 (略)

2 国は,インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう,権利の内容の見直し,事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(競争促進への配慮)

第十条 知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする。

【知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画】

< 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する >

(権利の付与等により保護を強化する)

ア)書籍に関する貸与権

レンタルコミック店の新刊市場へ与える影響に鑑み,著作権法附則第4条の2(書籍等の貸与についての経過措置)の廃止について関係者間で協議が進められているが,関係者間協議の結論を得て,2004年度以降必要に応じ著作権法の改正案を国会に提出する。

イ) 例外的に無許諾でできる非営利・無料・無報酬の上映の限定

権利者に対価を還元させることを確保しつつ,映画コンテンツの多様な活用を促進するため,「公衆向けビデオ上映会」等を行える範囲を学校における上映等に限定することについて,2004年度以降著作権法の改正案を国会に提出する。

ウ) 私的録音録画補償金制度

音楽 CD 複製機能を備えたパソコンや,技術的保護手段を備えた CD など多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている現状を踏まえ,関係者間で,より実態に応じた制度への見直しを目指し協議が進められているが,関係者間協議の結論を得て,2004年度以降必要に応じ同制度の改正を行う。

エ)レコード輸入権

海賊版対策としても有効である海外企業との正規ライセンス締結を促進するため,音楽 CD などの日本への還流を止める「レコード輸入権」の是非について,関係者間で協議が進められているが,関係者間協議の結論を得て,消費者利益等の観点を含めて総合的に検討を行い,2004年度以降必要に応じ著作権法の改正案を国会に提出する。

オ)著作権等の保護期間

映画の著作物については、その保護期間を「公表後 50 年」から「公表後 70 年」と延長することとしており、映画以外の著作物に係る権利等の保護期間の在り方について関係者間で協議が行われつつあるが、関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ著作権法の改正案を国会に提出する。

カ)ゲームソフト等の中古品流通の在り方

ゲームソフトなどが中古業者により広範に取り扱われ,発売後間もない新盤市場に影響を与えていると指摘されていることに鑑み,より良い創作につながる権利者への利益の還元の在り方について関係者間で協議が進められているが,関係者間協議の結論を得て,消費者利益等の観点も含めて検討を行い,2004年度以降必要に応じ所要の措置を講ずる。

キ)出版物に関する「版面権」

出版社が著作物を公衆伝達している役割に鑑み,出版物の複製に係る出版社の報酬請求権の是非について関係者間で協議が進められているが,関係者間協議の結論を得て,2004年度以降必要に応じ著作権法の改正案を国会に提出する。

< 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象を拡大する >

技術的保護手段の有用性を担保する観点から,接続管理(アクセスコントロール)回避行為への刑事罰創設,接続管理回避サービス(アクセスコントロール解除のノウハウ本出版,技術的保護を解除(回避)する特定情報(シリアルナンバー等)の公衆への提供など)の規制等について,将来の管理技術開発への影響等を踏まえつつ検討を行い,2004年度以降必要に応じ所要の法案を国会に提出する。

<著作権法を簡素化する>

パソコンやインターネットの普及など、「情報化」の進展に伴う創作手段・利用手段の急速な普及により、著作権に関する知識がすべての人々に必要なものとなっていることから、著作権法そのものについても、一般の人々にとってできる限り分かりやすいものとするため、「権利の統合」や「契約に関する規定の見直し」など、著作権法の規定ぶり(権利の拡大・縮小とは別に)について簡素化等の可能性を検討し、2005年度中に結論を得る。

コンテンツビジネスの振興に関する施策の迅速な実現を図るため,コンテンツ関係法律の一括改正を含めコンテンツビジネスの振興全般に関する重要事項について調査検討し,結論を得た事項について2004年度以降関係府省において具体化の上,速やかに実施する。

【検討事項】

関係者間の合意が形成された事項

「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止 「日本販売禁止レコード」の還流防止措置

著作権法制全般に関する事項

著作権法の単純化 「アクセス権」の創設又は実質的保護

<u>個別の権利の在り方に関する事項</u> 保護期間について

各省庁の著作権法改正要望

検討の結果

法制問題小委員会は,平成15年6月12日に第1回を開催し,8回にわたり検討を行ってきた。平成15年度における検討の結果は次のとおりである。

1 関係者間の合意が形成された事項

現在,著作権法制に関して関係者間で協議が進められている事項のうち「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止と「日本販売禁止レコード」の還流防止措置については,関係者間の合意が概ね形成されたことを踏まえ,本小委員会において検討を行った。

(1)「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止

現行制度

貸レコード業をはじめとする著作物の複製物のレンタル業の発達に対応するため、昭和59年の著作権法の一部改正により、映画以外の著作物の著作者に「貸与権」が創設された(第26条の3)。

しかしながら、書籍・雑誌の貸与については、 貸本業が我が国で長い歴史を持ち、これまで自由に行われてきたという経緯があり、社会的にも定着している業であったことから、関係者の理解を得られにくい状況にあったこと、 貸本業が大きな経済的利益をあげているという実態になく、貸本業の存在により本の売れ行きが大幅に減少するといった、著作権者の経済的利益が不当に害される事態が生じているという状況にはなかったこと、 仮に貸本にも権利が働くこととした場合においても貸本業者は権利者の許諾を容易に得ることができる集中管理体制が整っていなかったこと、などから、当分の間の措置として、貸与権が働かないこととされた(附則第4条の2)。ただし、書籍・雑誌の中でも、主として楽譜が掲載内容となっているものについては、貸楽譜業の実態に鑑み、権利者の利益にも大きく関わることから、原則通り貸与権が働くことになっている。

問題の所在

【国内の状況】

約2年ほど前から,新たな「レンタルブック店」が北海道,神奈川,福岡など各地で営業を開始し,平成15年11月現在では,全国で約200から250店舗が営業を行っている。この新たな「レンタルブック店」は,主に「レンタルビデオ店」がビデオからDVDのレンタルへの移行に伴いできた空きスペースを利用して,書籍等(コミックスが中心)のレンタルを行っている。また,平成15年4月には,新古書店最大手の「BOOK OFF」(ブックオフコーポレーション株式会社)」が書籍のベストセラーを中心としたレンタルブック1号店を開店している。さらに,レンタル大手の「ゲオ」(株式会社ゲオ)²,最大手の「CCC」(カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社)³がレンタルブックビジネスに参入する予定であり,今後は多くの事業者がレンタルブックビジネスに参入する予定であり,今後は多くの事業者がレンタルブックビジネスに進出する可能性がある。

「著作権者の経済的利益に対する影響]

旧来の貸本業は,蔵書数が少なく,人気に関係なくどのタイトルも平均して同じ冊数を仕入れて,貸し出しを行うなど,大きな経済的利益をあげているという実態になく,貸本業の存在により本の売れ行きが大幅に減少するといった,著作権者の経済的利益が不当に害される事態が生じているという状況にはなかった。

他方,新たな「レンタルブック店」は,人気のあるコミックやベストセラーの書籍を大量に品揃えし,レンタルビジネスを大規模に展開するものであり,著作権者の経済的利益に多大な影響を与える可能性がある。

実際に、社団法人雑誌協会が千葉県所在の『すばる書店』において、平成15年5月23日から10月31日まで、新刊売り場に併設して、レンタルコミックに関する実証実験を行った結果、毎月約25,000冊~30,000冊の貸し出しがみられ、売上は約250万円前後で推移しているという結果がでている。また、最新巻とその前巻について、実験店における新刊の売上データと全国の売上データとの比較をしたところ、貸出禁止期間を設けなかったものについては、13作品中11作品が全国平均よりも低いという結果がでている。

<実験店の概要>

(店舗) すばる書店白井店 千葉県白井市富士字西148-7

レンタル実験スペース 46坪(151.8㎡) 新刊売り場面積 96坪(316.8㎡) 駐車場完備の郊外型店舗

(初期商品) 約25,000冊(30,000冊迄陳列可)

(レンタル料金) 新刊・既刊とも3泊4日80円,延滞料金は1日40円 5冊以上レンタル時は7泊8日までレンタル期間延長

¹ ブックオフコーポレーション株式会社 本店所在地:神奈川県相模原市 店舗数:734店(直営店 166店,加盟店 568店)

² 株式会社ゲオ 本店所在地:愛知県春日井市 店舗数:直営店 519 店舗・フランチャイズ店 45 店

 $^{^3}$ カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 (通称 CCC) 全国に 1140 店舗を展開する『TSUTAYA』のフランチャイズ本部。本店所在地:大阪市北区

< 実験店におけるジャンル別蔵書数,貸出数及び回転数 >

ジャンル	蔵書数	貸出数	回転数
少年	8,453	52,460	6.1
少女	6,890	53,108	7.5
青年	7,606	39,913	5.2
レディース	1,791	11,676	6.4
児童	503	2,462	4.8
その他	318	824	2.6
計	25,561	160,443	6.16

< 実験店における貸出数及び売上 >

	貸出数	売上(円)
5月(23~31日)	15,919	898,288
6月	34,172	2,760,792
7月	30,177	2,434,480
8月	30,818	2,486,095
9月	26,562	2,128,668
10月	22,795	1,820,988
計	160,443	12,529,311

1年間に換算すると

貸出数 361,492冊

回転数 14.1回転

実験店 在庫タイトル数 19,686点

平均在庫数 1.3 冊

在庫総金額(定価) 11,858,973円

実験店総会員数 3,762名

< 実験店における新刊への影響 >

(最新巻と前巻との売上比較 実験店舗と全国売上データとの比較表 12週目)

「貸出禁止期間0」

	作品名	巻数	全国売上	実験店	比較差	ジャンル
			データ	売上データ		
Α	DEAR BOY ACT	14 巻	106.40%	95.80%	10.60%	少年
В	ジパング	11 巻	90.80%	90.90%	0.10%	青年
С	バガボンド	17 巻	91.80%	97.70%	5.80%	青年
D	ONE PIECE	28 巻	97.40%	89.10%	8.30%	少年
Е	NARUTO - ナルト -	17巻	107.50%	106.20%	1.30%	少年
F	こちら葛飾区亀有公園前派出所	135巻	100.10%	85.10%	15.00%	少年
G	夜までまてない	7巻	85.90%	66.70%	19.20%	少女

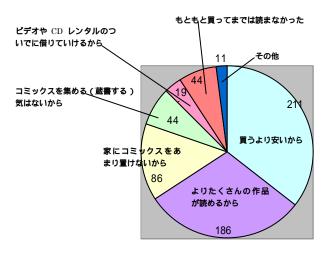
Н	覇王・愛人(あいれん)	5巻	107.20%	90.50%	16.70%	少女
Ι	金色のガッシュ!!	11 巻	137.70%	131.90%	5.80%	少年
J	フルーツバスケット	12 巻	100.20%	95.10%	5.10%	少女
K	代紋 TAKE 2	56 巻	95.90%	63.20%	32.70%	青年
L	DRAGON BALL完全版	11 巻	99.50%	97.40%	2.10%	少年
М	天使な小生意気	18巻	96.70%	93.10%	3.60%	少年

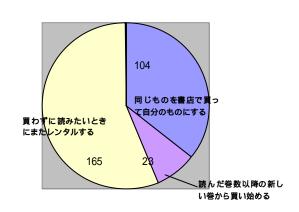
また,実験店において,レンタルコミックに関する利用者の意識調査を行った結果, レンタルコミックの潜在的なニーズや本の売上への影響が分かる結果が出ている。

< すばる書店 白井店 コミックレンタル 利用者意識・動向調査アンケート集計 > (2003 年 8 月 30 日 ,31 日実施 ,調査対象者 2 9 3 名)

<レンタルを選ぶ理由は何ですか >

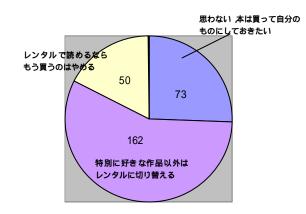
<レンタルを読んで気に入った場合・・・ >





<これからレンタルに切り替えようと思うか>

< レンタル料金, 3泊4日80円は安い?高い?>





【韓国の状況】

韓国においては、レンタルブック店の急増により、「マンガは買って読むもの」から「マンガは借りて読むもの」という意識が浸透し、年間コミックス販売部数の8割は貸本店が購入し、消費者が直接購入するコミックスは、人気上位10から15作品に限られ、部数は全販売部数の2割を占めるに過ぎず、コミックスの販売部数はピーク時の1割から2割に激減したといわれている。韓国においては、貸与権がなく、作家は、書籍の貸与による利益を享受できないだけでなく、コミックスの販売部数にも影響を受けていることから、「まんが貸与権」の導入について議論が行われはじめている。

< 韓国における漫画出版物流通箇所の変遷 >

	1993年	1998年	2003年
貸本店	なし	20,000	8,000
書店	5,221	4,897	2,376
オンライン書店	なし	1~2	10
取次直営書店	4	20	20
漫画喫茶	5,000	3 ~ 4,000	2,000

2003年 コンテンツ振興院調べ

貸本屋=80%・書店=10%・オンライン書店=5%・取次直営書店=4%・漫画喫茶=1%

< 韓国におけるマンガの読書方法 >

年齢	レンタル	購入	インターネット	その他
19 歳以下	89.3%	4.9%	5.3%	0.4%
20~29 歳	91.8%	2.5%	5.8%	0.0%
全体	88.7%	4.9%	5.9%	0.5%

2003年 コンテンツ振興院調べ

検討結果

昨今,日本のコミック文化の成熟度を踏まえると,コミックの貸与に作家等の著作者に権利が与えられていないのは不合理である,既に映画の著作物には頒布権,レコード,楽譜,ソフトウエアといった著作物の複製物には貸与権が与えられており,書籍だけに貸与権が与えられていないのは理由がない,旧来の貸本業者や今後レンタルコミックに参入されることが予想される大手のレンタル業者4の理解が得られているのであれば問題ないのではないか,などの指摘がなされ,暫定措置を廃止すべきとの意見が多く示された。

新たなレンタルブック店の出現により、「書籍・雑誌の貸与」に係る暫定措置が設けられた昭和59年当時とは大きく環境が変化し、書籍等の貸与による著作権者への経済的影響は大きくなってきている。また、昭和59年当時に書籍・雑誌の貸与権の創設に反対を表明していた旧来の貸本業者の団体である「全国貸本組合連合会」と作家等の著作

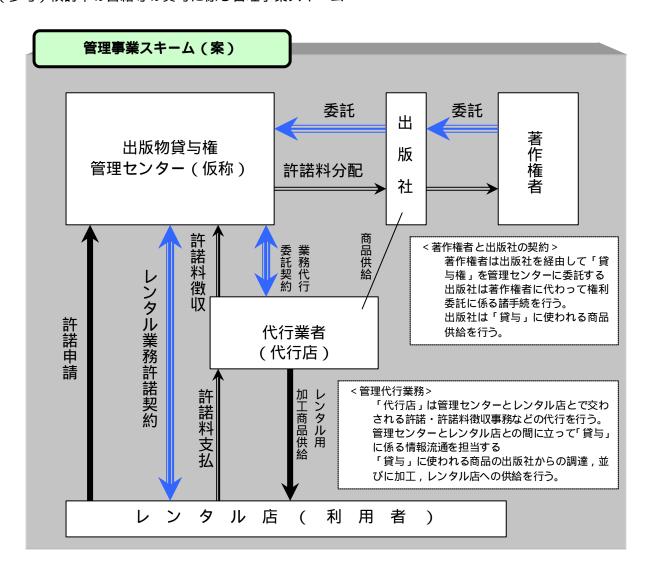
^{*}漫画取扱いシェア(2003年 コンテンツ振興院調べ)

⁴ ビデオ・CD等のレンタル及び書籍等も含めた販売を行う複合店の全国シェア(約4000店舗)の約半分を占めるCCCとゲオは暫定措置の廃止に理解を示している。

権者との協議が整った5状況に鑑みれば,暫定措置は廃止することが適当である。

ただし、レンタルブックに対する消費者のニーズに応え、暫定措置廃止後も引き続き、レンタルブック店が円滑に事業が行うことができるようにするため、レンタルブック店が権利者の許諾を容易に得ることができる集中管理体制を整備するとともに、消費者やレンタルブック店の経済的負担を考慮しつつ、適切な使用料及び貸与禁止期間6を設定することが不可欠である。

(参考)検討中の書籍等の貸与に係る管理事業スキーム



⁵ 旧来の貸本業者については、現在でも、大きな経済的利益をあげているという実態にはなく、著作権者の経済的利益が不当に害される事態が生じているという状況にはないことから「貸与権連絡協議会」の加盟団体の作家約4,800名は、自ら創作する作品について、次の双方を満たす店舗に対しては権利行使を行わない旨表明し、旧来の貸本業者の団体である「全国貸本組合連合会」は暫定措置の廃止に理解を示している。

平成12年1月1日以前に「貸本店」として、営業を開始し、転廃業などをせずに営業を継続している店舗。 店頭の貸出対象書籍が1万冊以下である店舗。

⁶ 関係者間では,使用料については書籍の定価への上乗せ方式が,貸与禁止期間については,新刊書の発売日から3ヶ月から6ヶ月間の禁止期間を設けることで,協議が行われている。

(2)「日本販売禁止レコード」の還流防止措置

現行制度

「「侵害行為」によって作成された物の輸入の禁止」

著作権法第113条第1項第1号においては,外国で作成された海賊版(権利者の了解を得ないで作成されたコピー)を国内において販売や配布する目的で「輸入」することを,その権利を侵害する行為とみなしている。すなわち,本号は,「権利侵害行為」によって作成された物の輸入を権利侵害とみなすこととしており,権利者の許諾を得て国外で適法に譲渡された著作物の輸入は,権利侵害とはならない。

[「譲渡権」の創設と「国際消尽」]

平成11年の著作権法改正により,著作物,実演,レコードの原作品又は複製物の「譲渡」について,著作者,実演家,レコード製作者の権利として認めつつ,適法な譲渡により権利が消尽することが規定された。

この際,消尽の段階としては,権利者の許諾を得て国外で適法に譲渡された著作物について,日本に輸入され,公衆に譲渡されるときにも譲渡権が働き,国内で適法に譲渡されたときに初めて権利が消尽する「国内消尽」と,国外であっても適法に譲渡されれば権利が消尽し,その後国内において公衆に譲渡されるときには権利が働かない「国際消尽」が考えられたが,「国内消尽」を採用すると流通に混乱を招くおそれがあることから,この時点では,「国際消尽」の考え方を採用することとされた。

したがって,権利者の許諾を得て国外で適法に譲渡された著作物を輸入し,公衆に譲渡する行為に対しては,譲渡権は働かない。

なお,著作物等の廉価版の複製物等が並行輸入で国内に輸入され,公衆に譲渡されることがあることから,平成10年12月の「著作権審議会第1小委員会審議のまとめ」においては,「権利者が安心してその著作物等を国外で流通におくことができるよう,国外で既に譲渡された著作物等の我が国への輸入又は輸入後の譲渡について,譲渡権の行使を認めるべきであるとする意見もあり,これについては,他の知的所有権制度とのバランスや諸外国の動向等を踏まえ,さらに検討していくべき課題である」とされた。

問題の所在

近年,韓国政府が第四次日本大衆文化開放として日本語の音楽レコードの販売の解禁を発表するなど,特にアジア諸国に対して,日本の音楽産業が積極的に国際展開していく機運が高まっている⁸。

しかし,日本の音楽産業が積極的に国際展開した場合には,海外にライセンスされた日本よりはるかに安価な日本の音楽レコードが国内に還流することが懸念され,国内の音楽産業に大きな影響を与える可能性があることから,(社)日本レコード協会より,海外での日本の音楽ソフトの需要に応え,日本の音楽産業の拡大を図るため,日本における販売を禁止することを条件に海外にライセンスされた音楽レコードの日本への還

⁷ 平成8年に採択された「WCT」及び「WPPT」において,著作物,実演,レコードの原作品又は複製物の譲渡について著作者,実演家,レコード製作者の権利を認めることが求められたことを踏まえ,平成10年12月の「著作権審議会第1小委員会」において,著作物等一般に対する譲渡権の創設について検討が行われ,その結果を受けたもの。

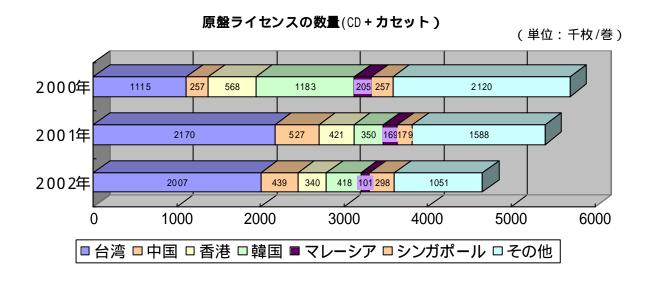
⁸ 三菱総合研究所の報告によれば,日本音楽ソフトの需要は,2002年の約500万枚から,2007年には3倍の約1600万枚,2012年には14倍の7000万枚程度に成長することが可能と見込まれている。

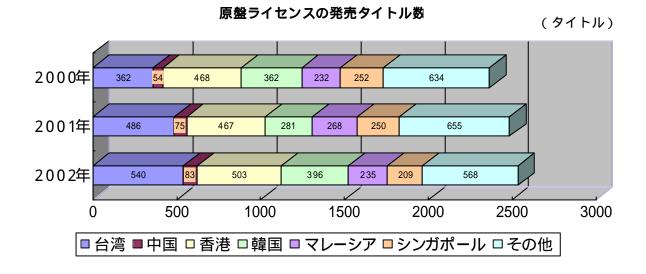
流を防止する措置(海外にライセンスされた日本の音楽レコードの輸入又は輸入後の譲渡を差し止める措置(いわゆる「輸入権」の導入))が必要であるという要望が出されている⁹。

海外にライセンスされた音楽レコードの還流及び諸外国における還流防止制度の導入 状況

[アジア地域にライセンスされた音楽レコードの供給実績]

アジア地域へのライセンスレコードの供給実績は,2002年では台湾に約200万枚,中国に約44万枚,香港に約34万枚,韓国に約42万枚,原盤ライセンス契約がなされている。





社団法人日本レコード協会調べ

⁻

⁹ 日本レコード協会によるアンケート調査によれば,レコード会社19社中13社が,「日本販売禁止レコード」の還流 防止措置が実施されれば,アジア諸国に積極的に国際展開するとしている。

[海外にライセンスされた音楽レコードの日本への還流の実態]

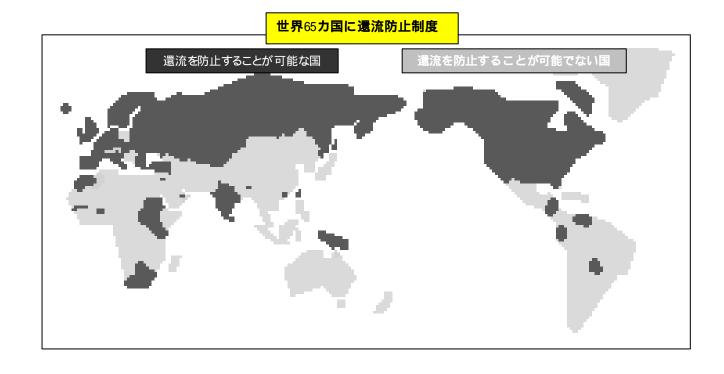
株式会社文化科学研究所の調査結果によれば ,ディスカウント及びホームセンターの 2 業種店舗における CD とカセットテープの販売量を推計する10と , 合計で約 68 万枚/ 巻が還流していると推定されている11。

	総店舗数	標本数	取扱い率	1店舗平均 CD	1店舗平均力セ	在庫回転率
			(%)	陳列数(枚)	ット陳列数(枚)	(回)
ディスカウント	4,441	222	22.1	149.76	21.80	3.5
ストア						
ホームセンター	4,356	436	9.2	53.45	10.55	3.5

株式会社文化科学研究所調べ

[諸外国における著作権法による還流防止制度の導入状況]

諸外国における著作権法による還流防止制度の導入状況は,社団法人日本レコード協会が,国際レコード産業連盟(IFPI)に聴取したところによると,65ヶ国において,「みなし侵害」,「国内・域内消尽の頒布権」,「輸入権」など著作権法により何らかの方法で還流を防止することが可能となっている¹²。



¹⁰ 推計式:総店舗数×取扱い率×1店平均陳列量×在庫回転数=総販売量

 $^{^{11}}$ 日本の邦楽アルバムの 2002 年における生産数は約 1 億 7 千万枚であり , 還流枚数はそれに比較すると約 $0.4\,\%$ である (日本のレコード産業 2003 より)

¹² 還流防止制度を導入している国で,音楽レコードなどの再販売価格維持制度を法制度として導入している国はないとの指摘がある。

【還流を防止することが可能な国】

・ヨーロッパ (独立国家共同体加盟国(=旧ソ連国家)を除く)(31ヶ国) エストニア,クロアチア,スロバキア,スロベニア,チェコ,トルコ,ハンガリー,ブルガリア,ポーランド,マルタ,ラトビア,リトアニア,ルーマニア

*EU・EEA 加盟国(18ヶ国)は域外からの還流を防止する法制度を採用している。 アイスランド,アイルランド,イギリス,イタリア,オーストリア,オランダ,ギリシャ,スウェーデン,スペイン,デンマーク,ドイツ,ノルウェー,フィンランド,フランス,ベルギー,ポルトガル,リヒテンシュタイン,ルクセンブルグ

- ・独立国家共同体(8ヶ国)
 - ウクライナ, ウズベキスタン, カザフスタン, キルギスタン, タジキスタン, ベラルーシ, モルドバ, ロシア連邦
- ・アジア・太平洋地域(独立国家共同体を除く)(8ヶ国) アラブ首長国連邦,インド,サモア,台湾,パプアニューギニア,ブータン,香港,ヨルダン
- ・アフリカ(7ヶ国) ケニア,ザンビア,スーダン,ブルキナファソ,ボツワナ,南アフリカ,モロッコ
- ・北アメリカ (2ヶ国) アメリカ,カナダ
- ・ラテンアメリカ(9ヶ国) エクアドル,エルサルバドル,グアティマラ ,トリニダード・トバコ ,ニカラグア ,パラグアイ ,ベネズエラ ,ベリーズ ,ホン ジュラス

(2003年8月14日,日本レコード協会が国際レコード産業連盟『IFPI』に聴取)

検討結果

日本における販売を禁止することを条件に海外にライセンスされた音楽レコードの日本への還流を防止する措置の導入については、これを要望する(社)日本レコード協会と反対を表明する(社)日本経済団体連合会との間で協議が行われていたが、(社)日本経済団体連合会が、「輸入を含めた商品の流通の自由を最大限尊重するとの観点から、市場分割につながる輸入禁止を認める権利の導入は問題が多いが、還流問題がレコード産業に与える影響の大きさに鑑み、還流問題解決のために、輸入を制限する最小限度の著作権法上の措置を講ずることはやむを得ないと考える¹³。」として考えをまとめたことを踏まえ、消費者利益等の観点を含め、本小委員会において検討を行った¹⁴。

音楽レコードの還流防止措置の導入については,次のとおり,積極的に導入すべきと の意見と慎重に対応すべきとの意見があった。

積極的に導入すべきとして次のような意見が出された。

・ 還流の実態の存在 , 国外における需要が高く積極的に国際展開が可能 , 還流の障壁となる言語の問題がない , リージョナルコードによる対応など還流を防止する技術的手段がない , といった日本の音楽レコードの実態を踏まえ , 知的財産立国として ,日本の音楽産業の国際展開や音楽文化の海外への普及を積極的

¹³ なお,音楽レコードの還流問題解決のために,輸入を制限する最小限度の著作権法上の措置を講ずることはやむを得ないと表明した(社)日本経済団体連合会は,「権利の対象」は,音楽 CD とそれに類する製品に限定すべきこと,「権利の内容」は,みなし侵害として捉え,また,洋楽 CD や個人輸入に影響が出ないようにすべきこと,「権利の期間」は,輸入権は一定期間経過後に消滅させることとし,継続の是非については,その時点で改めて検討すべきであり,例えば,附則において一定期間経過後に廃止を含めて見直すとの規定を設けるべきであること,を提案している。

¹⁴ 本小委員会では,消費者団体の代表者,独占禁止法の専門家,(社)日本経済団体連合会からの意見聴取を行って検討を行った。

に図る環境を整備する必要がある。

- ・ 韓国政府による日本語の音楽レコードの販売解禁の発表など,アジア諸国からの 日本の音楽レコードの需要がより一層高まることが予想されることを踏まえ,迅 速な対応が必要である。
- ・ 60ヶ国以上の国において,自国のソフト産業を保護するなどの観点から,「みなし侵害」,「国内・域内消尽の頒布権」,「輸入権」など著作権法により何らかの方法で還流防止措置を講じている現状を踏まえ,他の諸外国と同様に日本の音楽レコードの国際競争力を確保するための措置が必要である。
- ・ 平成8年に採択された「WCT」「WPPT」においては,還流防止を規律する規定の導入は見送られたが,欧州においては,平成13年に採択された欧州議会のディレクティブにおいて「域内消尽」を採用するなど,諸外国の状況の変化を踏まえた対応が必要である。
- ・ 日本の音楽レコードの還流を懸念し国際展開を控えなければならない状況を解消できるとすれば,アジア諸国の音楽需要を満たし,ひいては著作者等の創作インセンティブを高めることとなる。
- ・ アジア諸国で正規品が適正価格で流通することにより、海賊版対策にもつながる。

また,消費者利益の確保については,価格の引き下げ,国内商品の付加価値の向上など,積極的な国際展開による市場の拡大によって得た利益を消費者に還元することが可能であり,還流防止措置の導入により消費者利益にも資することとなるとの意見があった。

なお、積極的に導入すべきとの意見においても、国内における音楽レコードに与える影響を踏まえ、一定期間が経過した後には制度の必要性を具体的に検証して見直しを図るといった暫定的な措置として導入すべきとの意見や、他の著作物等に対象が拡大されないような措置とする必要があるとの意見が多く示された。また、著作権法以外の枠組みによる対応も考えられるとの意見もあった。

他方,日本の音楽レコードの還流の実態にかんがみ,還流防止のための何らかの措置が必要であるという状況については概ね理解できるとしつつ,現段階での導入には慎重に対応すべきとして次のような意見が出された。

- ・ 海外にライセンスされた日本の音楽レコードの流通については ,契約により一定 のコントロールが可能であり , 法的措置により対応すべきものではない。
- ・ 著作物に係る内国民待遇の原則や諸外国との関係などを踏まえると,日本の音楽 レコードと欧米諸国等の音楽レコードに係る保護水準を異にすることはできず, 日本の音楽レコードの還流のみならず,欧米諸国等の音楽レコードの当該国から の輸入にも影響を与える可能性があり,欧米諸国等の音楽レコードを含めた還流 防止措置の導入については,理解が得られていない。
- ・ 音楽レコードに限定して還流防止措置を設けたとしても,還流の実態がでてきた

ときの他の著作物等への対象の拡大の懸念がある。

- ・ 緊急避難的な措置として還流防止措置を設ける場合には,著作権法によって対応 することは不適当である。
- ・日本の音楽レコードの国際競争力をいかなる方法で形成すべきかという極めて高度な総合的判断を要することであり、経済法、競争政策など著作権法以外の専門家を加えて検討する必要がある。

その他,著作権制度とは関係がない制度であるが,「再販売価格維持制度(再販制度)」との関係について,次のような反対意見が出された。

- ・ 日本の音楽レコードが独占禁止法の例外的な規定である「再販制度」により国内 価格競争が制限されたまま,還流防止措置を導入することは,国際価格競争も制 限することを意味し,消費者利益に反するものであり反対である。
- ・ 諸外国においても ,「再販制度」を導入しつつ , 還流防止措置を導入している国はない。
- ・ 消費者利益の還元のための最もよい手段は競争のある市場において,消費者が選択権を持つことであり,価格を引き下げるインセンティブが制度上全く働かなくなる中,国際展開によって得られた利益を消費者に還元することは期待できない。

以上のように様々な意見は見られたが,日本の音楽レコードの還流防止のため,何らかの措置が必要であるという意見が多数であった。他方,具体的方法論については,欧米諸国等の音楽レコードに対する影響や他の著作物等への対象の拡大を懸念するなど慎重な意見も出されており,これらの慎重意見を踏まえた検討が必要である。

なお、「再販制度」を維持したまま、還流防止措置を導入することによる価格の高止まりに対する懸念が多かったことを踏まえ、当小委員会の検討事項ではないが、還流防止措置との関係から、「再販制度」の在り方について別途の場において議論することが適当であると考えられる。

2 著作権法制全般に関する事項

我が国の著作権法は、昭和45年の現行法制定以来、経済、社会、技術等の変化に対応しつつ必要な改正を行ってきたが、これらは種々の新しい著作物・利用形態の出現等に対応して個別に行われてきたものであって、従来の制度の基本的な部分を見直す必要もあるのではないか、という指摘もある。

このため,平成13年度の総括小委員会,昨年度の法制問題小委員会においては,その見直しが実際に必要であるかどうかも含め,著作権法制に関する基本的な課題について,改めて整理・検討を行った。

本年度の法制問題小委員会では,昨年度の法制問題小委員会で引き続き検討が必要という結論を得た,「著作権法の単純化」に関する課題,「『アクセス権』の創設又は実質的保護」について検討を行った。

(1) 著作権法の単純化

近年,パソコンやインターネットの普及など,「情報化」の進展に伴う創作手段・利用手段の急速な普及により,著作権に関する知識や適切な契約の習慣は,全ての国民にとって必要不可欠のものとなってきており,著作権法そのものについても,できる限りわかりやすいものとすることが極めて重要になってきている。

昨年度の法制問題小委員会において,

著作権法制の全体的な「構造」の単純化

「権利」に関する規定の単純化

「権利制限」に関する規定の単純化

「契約」に関する規定の見直し

特定の著作物等のみを対象とした規定の見直し

の5つの諸側面について,必要な場合には協議・調整や条件整備を行いつつ,できるところから著作権法の単純化に着手していくとともに,今後ともこの問題について引き続き検討していくことが適当であるとの結論を得た。

本年度は,5つの諸側面のうち,契約・流通小委員会との連携を図りつつ,引き続き 検討することとされた「『契約』に関する規定の見直し」について,検討を行った。

問題の所在

契約内容が明確な書面による契約が少ないという我が国の著作権に関する契約の実態を踏まえ、著作権法の中には、本来は当事者同士の契約に委ねるべき事項を法定している規定が存在するが、適切な契約を行う習慣の拡大によって、著作物等の創作・利用形態の変化・多様化に対応していくためには、これらの規定を廃止して著作権法を単純化することについて、契約慣行の定着状況を踏まえつつ、検討する必要がある。

「契約」に関する規定の見直し

(例:次のような規定の廃止)

第61条第2項(「著作権のすべてを譲渡する」という契約では、「翻訳権・

翻案権等」と「二次的著作物の利用に関する権利」は譲渡さ

れていないと推定する規定)

第 15 条 (雇用契約等に著作権に関する規定がない場合には,従業員

の著作物について、一定の条件のもとに「雇用者」を「著作

者」とする規定)

第44条 (放送の許諾を得た著作物について,放送事業者がこれを一

時的に録音・録画することができることとする規定)

第93条 (放送の許諾を得た実演について,放送事業者がこれを録音・

録画することができることとする規定)

第61条第2項の廃止について

検討結果

契約で個々の権利の譲渡を明記しない限り,権利が譲渡されないという規定は,著作権法を相当に読み込んでいないとわからない規定であり,著作権法を単純化する観点から廃止すべきであるという意見が多く示された。

他方,第61条第2項の規定は,著作権の譲渡の際に,著作権者に改めて何を譲渡するのかといった一考を促す意味があることから,規定の廃止については慎重な検討が必要であるとの意見もあった。

第15条(法人著作)の廃止について

検討結果

法人著作の規定を廃止することにより、企業等の法人は、従業員等と個々に契約をする必要があること、契約によって、複製権や譲渡権等の「財産権」は移転できるが、氏名表示権や同一性保持権といった「著作者人格権」を移転することはできないことから、企業活動が円滑に行うことができなくなるという指摘がなされた。また、法人著作の規定を廃止して、個々の契約に委ねることは、一見すると、従業員に有利になるように見えるが、実際上は、雇用の力関係で従業員に不利な契約がされることが予想されるので、法人、従業員の双方が納得し得る契約ルールの構築が前提として必要であるとの指摘がなされ、法人著作の規定は廃止すべきでないとの意見が多く示された。

法人著作の規定の廃止により,著作権の帰属が法人,従業員双方の契約に委ねられるため,かえって著作権法の適用関係が複雑になることが予想され,現段階では,企業等の法人にとっても,従業員にとっても,法人著作の規定の廃止は適当ではなく,著作権法の単純化という観点だけで検討すべき問題でないと考えられる。

第44条及び第93条の廃止について

検討結果

放送番組の二次利用を円滑に行うため,放送の許諾の際に録音録画の許諾の契約を行うべきであり,放送のための一時的固定による録音録画を権利制限する第44条及び第93条等の規定を廃止すべきという積極的な意見があった。

他方,このような規定を廃止することは,録音録画権と放送権の双方の契約交渉を行わなければならず,現場に混乱を招いたり,現実的に許諾を得られない場合もあることや,「視聴覚的実演の保護に関する新条約(仮称)」が採択されない中で,第93条を廃止することは,放送番組の二次利用が行われる際に,実演家の許諾を得ないで利用されることとなり,実演家の権利の実質的切り下げになるのではないかという慎重な意見があった。

第44条及び第93条の廃止については,放送番組の二次利用を行う際の契約の実態や,「視聴覚的実演の保護に関する新条約(仮称)」の動向を踏まえつつ,引き続き検討する必要がある。

(2) 「アクセス権」の創設又は実質的保護

問題の所在

著作物は,視覚的・聴覚的な方法等により「知覚」(例えば,本を「読む」こと,放送番組を「見る」こと,音楽を「聴く」こと)されることによってその価値が発揮されるものであり,使用者が複製物の入手等に対価を支払うのも,通常は著作物を知覚するた

めである。しかし,個々の知覚行為に権利を及ぼしても実効性を確保することができない等の理由により,内外の著作権法制は,知覚の前段階である複製や公衆送信等について権利を及ぼしてきた。

しかしながら,近年の情報技術の発達により,デジタル化されて流通する著作物について,知覚行為そのものをコントロールすることができるようになってきた。このため,例えば,いわゆる「技術的手段」の回避を防止する制度に関し,複製行為等ではなく「知覚行為」をコントロールするための技術的手段を対象とするかどうかについて,国際的な論争も生じている¹⁵。

「知覚行為」そのものをコントロールすることが可能となる一方で,知覚行為をコントロールする技術的手段の回避による影響を踏まえ, アクセス権の創設, 「暗号解除権」の創設, 「知覚行為」をコントロールするための技術的手段の回避行為の禁止等の措置について,検討する必要性が生じている。

検討結果

「アクセス権」の創設については,国民の知る権利という憲法上の問題にも関わり, また,著作権制度の根幹にかかわる問題でもあることから,その可否・必要性等につい て,国際的な動向を踏まえた慎重な検討が必要である。

「暗号解除権」の創設,「知覚行為」をコントロールするための技術的手段の回避行為の禁止についても,アクセスコントロールの問題として,著作権制度全体に影響を及ぼす問題であるが,米国のデジタル・ミレニアム著作権法16や EC ディレクティブ17において,「知覚行為」のコントロールに係る規制が導入されていることや,現在,「暗号化された放送」の保護を図る観点から,WIPO(世界知的所有権機関)における「放送機関の保護に関する新条約(仮称)」に向けた議論として検討が行われていることを踏まえつつ,引き続き検討することが必要である。

なお,「アクセス権」の保護又は実質的保護の検討にあたり,本来アクセスコントロールとして施されている CSS がコピーコントロールとしても機能しているという実態を踏まえその回避の規制を求める問題提起があった。

¹⁵ 国内においては,平成10年12月にとりまとめられた著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ (技術的保護手段・管理関係)報告書において,回避に係る規制の対象とすべき技術的保護手段について,現行の著作権 者等の権利を前提とした技術的保護手段の回避に限定して規制の対象とすることが適当であるとされ,「知覚行為」をコントロールするための技術的保護手段の回避については,現行の著作権法では規制の対象とされていない。

 $^{^{17}}$ EC ディレクティブ 6 条 1 「加盟国は , 関係する者が , その目的のためであることを知り , または知るべき合理的な理由を有しながら行う , いずれかの効果のある技術的手段の回避に対して , 適切な法的保護を与えるものとする。」 (CRIC 情報社会における著作権及び関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する欧州会議および EU 理事会のディレクティブ $2001/29/{\rm EC}$)

3 個別の権利の在り方に関する事項

保護期間について

問題の所在

我が国の著作権法では、昭和45年の現行法制定以来、著作権に関する基本的な条約であるベルヌ条約の規定に則り、著作権の保護期間は、原則として「創作の時」から「著作者の死後50年を経過するまでの間」と定められている。

「映画の著作物」については、昨年度の文化審議会著作権分科会審議経過報告を踏まえて行われた著作権法の改正により、「公表後50年を経過するまでの間」から「公表後70年を経過するまでの間」に延長されたが、同審議経過報告においては、無名・変名・団体名義の著作物の保護期間の在り方や、保護期間そのものに関する考え方等についても、今後検討を行うことが適当であるとされた。

<保護期間の国際比較>

<著作者の権利>

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	ロシア	アメリカ
一般の著作物	死後 50 年	死後 70 年	死後 70 年	死後 70 年	死後 70 年	死後 50 年	死後 70 年
無名・変名の 著作物	公表後 50 年	公衆への利用 可能化後 ¹⁸ 50 年	発行後 70 年	発行後 70 年	発行後 70 年	発行後 50 年	発行後 95 年
団体名義の 著作物	公表後 50 年	死後 70 年	発行後 70 年			死後 50 年	発行後 95 年
映画の著作物	公表後70年	死後 70 年	死後 70 年	死後 70 年	死後 70 年	死後 50 年	発行後 95 年

< 著作隣接権 >

レコード	発行後 50 年		固定後 50 年	発行後 50 年	固定後 50 年	発行後 50 年	
実演	実演後 50 年	実演後 50 年	実演後 50 年	実演後 50 年	実演後 50 年	実演後 50 年	
放送	放送後 50 年		放送後 50 年	放送後 50 年	放送後 50 年	放送後 50 年	
有線放送	有線放送後 50 年						

^{*}上記各国の保護期間は標記以外の例外の場合もある。

^{*} イギリスはレコード,放送,有線放送は著作物として保護されている。

^{*}アメリカはレコード,実演,放送,有線放送は著作物として保護されている。

^{18 「}公衆への利用可能化」には,文芸,演芸又は音楽の著作物の場合は,公の実演,放送又は有線サービスへの挿入,美術の著作物の場合には,公の展示,放送又は有線放送番組への挿入を含む。

検討結果

インターネット環境の充実により、瞬時に世界中に著作物が流通することを踏まえると、国際的に保護期間を平準化することが必要であり、欧米並みの「死後70年」に保護期間を延長すべきとの意見があった。

他方,国際的な平準化を目指すなら,保護期間を一番長く保護している国に合わせる必要があり,延々と保護期間が延長される恐れがあること,平準化するといっても,EU各国が「死後70年」にしたのは,個々の国は「死後70年」に反対であっても,EUの中で一番長い国にあわせざるを得ない事情があったことなど,欧米諸国が保護期間を延長した理由を仔細に検討すべきであり,数字だけを根拠に平準化すべきでないことから,平準化を理由とする保護期間の延長に慎重な意見があった。

保護期間の延長については,国際的動向に留意するとともに,著作物の創作活動に対するインセンティブや文化活動,経済活動に与える影響など,保護期間延長の意義を具体的に分析しつつ,引き続き検討する必要がある。

なお,著作権とともに著作隣接権についても同様に保護期間を延長すべきとの意見や,映画の著作物の保護期間の起算点について「公表後」から「死後」に改めるべきとの意見もあった。

4 各省庁の著作権法改正要望

文化庁からの要請に応じ、これまでに各省庁から提出された著作権法改正要望は、次のとおりであり、殆んどの事項については、現在、関係する小委員会で検討が進められていることが確認され、小委員会において検討されていない「生番組の著作物性を明定」や「障害者・高齢者の著作物の利用に関する権利制限規定の新設」について検討を行った。

(1)生番組の著作物性を明定 (総務省からの要望事項)

要望の内容

固定されたテレビ番組は「映画の著作物」とみなされるが,テレビの生番組は「固定されていない」ことから,映画ではなく,著作物でもないとの解釈が存在する。生番組は「思想又は感情を創作的に表現したもの」であり,著作物であることの要件を満たしているため,生番組も著作物であることを明確化してほしいという要望がある。

検討結果

生番組についても「創作性」が認められ,著作物であることの要件を満たしているものがあるため,その明確化を図るべきではないかとの意見があった。他方,生番組に著作物性があれば著作物の定義により著作物として保護されるのであるから著作物性を明定する必然性はないのではないかとの意見や,物に固定されていない他の著作物との関係でどのように明定するのかという指摘があった。

(2)障害者・高齢者の著作物の利用に関する権利制限規定(経済産業省からの要望事項)

要望の内容

障害者・高齢者は健常者と比べ,著作物の享受にハンディがあることから,障害者・ 高齢者が IT 機器を介して著作物を利用する行為に対して,一般的な権利制限規定を創設 してほしいという要望がある。

検討結果

経済産業省からの要望である障害者・高齢者というだけで,あらゆる著作物を無断で利用することができるといった一般的な権利制限規定については,障害者・高齢者の定義付けが難しく対象を特定できないこと,非常に範囲が広く曖昧な権利制限規定は権利者の経済的利益を著しく害する可能性があることから,創設すべきではないと考えられるが,障害者・高齢者が健常者と同様に著作物を享受する機会が十分に確保されるように配慮することは非常に重要であり,障害者・高齢者に対するある特定の分野についての個々の権利制限規定については今後引き続き検討を行っていく必要がある。

関係省庁からの著作権法改正要望

省庁	要望の内容	13 年度	14 年度	15 年度	対応状況
警察庁	懲役刑と罰金刑の併科				可去效滞1度1委員会で審議
総務省	放送事業者・有線放送事業者への 送信可能化権の付与				法改正済
	放送事業者・有線放送事業者への 固定された放送に係る送信可能化権 譲渡権・貸与権の付与				国際小委員会で審議
	暗号化された放送の解読に関する権利の新設				国際小委員会で審議
	放送前信号の保護				国際小委員会で審議
	「生番組」の著作物性を明定				
	ライセンス契約の第三者対抗力付与				契約・流動・委員会で審議
文部科学省	教育目的の利用に係る権利制限の見直し				法改正済
	図書館における利用に係る権利制限 の見直し				浩問到 委員会で審議
	「拡大教科書の作成」に係る権利制限 の見直し				法改正済
経済産業省	映画の著作物の保護期間の延長				法改正済
	著作権法における登録制度の見直し				契約・流通」委員会で審議
	ライセンス契約の第三者対抗力付与 (再掲)				契約・流列委員会で審議
	懲役刑と罰金刑の併科(再掲)				可去效滞度」委員会で審議
	映画の著作物の非営利無料上映の制 限				湖問到 委員会で審議
	書籍・雑誌等の貸与に係る暫定措置の 廃止				満問題J 委員会で審議
	法定賠償制度の導入による権利者の 立証負担の軽減				可去救养」使」委員会で審議
	障害者・高齢者の著作物の利用に関す る権利制限規定の新設				

第2章 契約・流通小委員会

著作物等の利用許諾契約における利用者の保護

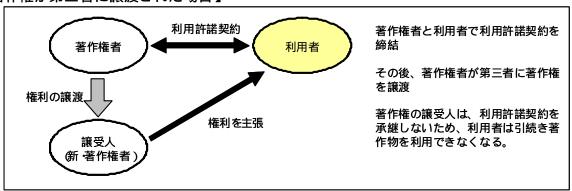
1 検討事項について

(1) 平成 14年度の検討結果

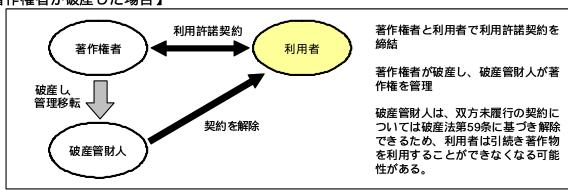
平成 14 年度の契約・流通小委員会は,著作権又は著作隣接権(以下「著作権等」という)に関する利用許諾契約が増加しているにもかかわらず,当該契約における利用者は,著作権等が第三者に譲渡された場合や著作権者又は著作隣接権者(許諾者)が破産した場合,引続き当該著作物,実演,レコード,放送及び有線放送(以下「著作物等」という)を利用することについて,著作権等の譲受人や破産管財人に対抗することができず,利用者の地位が不安定になっているとして(図 1 参照),その保護について検討を行い,制度上の問題について次のような整理を行った。」

図 1

【著作権が第三者に譲渡された場合】



【著作権者が破産した場合】



利用者の保護の範囲

1 昨年7月に政府が策定した「知的財産の創造,保護及び活用に関する推進計画」においても,知的財産活用の環境の整備として,「倒産時等における知的財産のライセンスの保護」が挙げられている。(p 47)

独占性,契約期間,保守保証義務,クロスライセンス等の特約条項について,どこまで保護すべきであるかについて,委員の意見を整理したが結論には至らなかった。

保護すべき利用者の特定

どのような利用者を保護対象とすべきか(保護対象を特定する方法・方式)については,

- ア 利用許諾契約が書面(電子契約を含む)によりなされているときは,当該利 用許諾は著作権等をその後に取得した者に対し対抗できるとする案
- イ 利用許諾の登録がされている場合には、その著作権等をその後に取得した者 に対して、その効力を生ずるとする案
- ウ 譲受人が悪意の場合,すなわち利用許諾契約を承知している場合には,利用 許諾契約を承継させる(譲受人が善意無過失で利用許諾契約を承知していない 場合には譲受人は利用許諾契約を承継せず,譲受人に軽過失があって利用許諾 契約を承知していない場合には譲受人は利用許諾契約を承継するものの独占性 については承継せず,譲受人に故意又は重過失がある場合には譲受人は独占性 を含め承継する。)という案
- エ 利用許諾契約に基づいて事業を行っている事実をもって,その著作権等をその後に取得した者に対抗できるとする案

について検討したが, 更に検討すべき課題があるとし結論に至らなかった。

(2)本年度の検討事項

本年度については,平成14年度の検討結果の中の,

「(今後の)検討に当たっては,まず必要な保護の範囲自体を明確にすべきであり,こ の点については産業界等においても検討が必要である。

また,保護対象を特定する方法・方式については,個々の案の利点を活かしつつ 複数の案を組み合わせた案を検討していくべきである。

利用者の保護については,債権的な利用許諾契約を物権の譲渡に優先させるという法構成上大きな課題を有しており,物権と債権の関係,破産法との関係,利用者間の債務順位等を整理しつつ,実効性の高い最善の方策を慎重に検討する必要がある。」

との提言を踏まえ,この問題に関する産業界の意見を聞いた上で,「利用者保護の在り方について」及び「利用許諾契約に基づく許諾者の地位の承継について」の検討を行い,最後に平成14年度と本年度の検討結果を踏まえ,提言をまとめることとした。

2 利用者保護に対する関係者の意見

利用者保護の在り方等に関する法制度上の問題を検討する前に,著作物等の利用者側から見た望ましい保護の在り方について,意見を整理した。

(1)制度整備の必要性

まず,制度整備の必要性である。現状においては,著作権等の譲渡契約に伴い利用許諾契約に基づく利用者の継続的利用を合意するなど,一定の契約秩序の中で利用者の地位が守られている場合が多いこと,破産時においても破産管財人やその後の譲受人が既存の利用許諾契約を尊重することで制度の運用が行われる場合が多いことから,現在利用者の継続的利用について重大な支障は生じていないと考えられる。また,例えば破産法第59条第1項2の双方未履行契約の範囲を限定的に解することにより破産管財人の解除権の適用を制限しようとする考え方や,第三者による債権侵害の法理の柔軟な適用により,著作権等の譲渡の状況によっては著作権等の譲受人から利用者を保護することができるとする考え方など,現行法の適用によって,ある程度利用者の保護を図ることができるとする考え方もある。

しかしながら,著作物等の流通の促進に伴い,今後著作権等の譲渡取引等はますます 多くなってくると思われるので,この流通の促進を図り,かつ利用者が安心して利用許 諾契約を締結できるよう,流通と利用の秩序に関する基盤整備の一環として制度上の整 備を望む意見が多かった。

(2)制度整備の範囲

次に、制度整備の範囲についてである。利用者保護の問題は、破産時と著作権等の譲渡時の問題に分けられるが、問題提起の発端は権利者の破産時に利用者をどう保護するかであった。後述するように現在、対抗要件が付与されていれば破産管財人の解除権は制限されるという破産法の改正方針が示されているので、破産時の対処ということであれば、対抗要件の付与以外の方法による利用者の保護制度は考えられないことになる。したがって、制度整備に当たっては、破産法の改正に限定的に対処するためのものとするかどうかの問題があるが、これについては、著作権等の譲渡取引時を含めた制度整備を行うべきであるとの意見が多かった。

(3)望ましい保護の在り方

望ましい保護の在り方については,業界の実情や利用許諾契約の実態等によって様々な意見があるが,関係者の意見を総合的に整理すると,おおむね次のようである。

比較的単純で定型的な利用許諾契約が一般的な場合

放送番組,レコード,映像ソフト等の作品を主に利用(公衆送信,複製など)している業界では,当該作品の製作者から作品の提供を受け,利用許諾契約の期間中はそれを独占的に利用することを事業の前提としている場合が多く,作品を非独占的にしか利用できないのであればそもそも契約しないというのが一般的な状況である(ただし,作品に使われている音楽等の著作物は,非独占的な契約が一般的である)

² 破産法第59条第1項 双務契約二付破産者及其ノ相手方力破産宣告ノ当時未タ共二其ノ履行ヲ完了セサルトキハ破産管財人ハ其ノ選択二従ヒ契約ノ解除ヲ為シ又ハ破産者ノ債務ヲ履行シテ相手方ノ債務ノ履行ヲ請求スルコトヲ得

この作品を独占的に利用することができる権利というのは,著作権者と出版者の間で出版権(第79条)が設定される場合を除き,あくまでも契約から生じる債権に過ぎないが,利用者側からは,著作権等が第三者に譲渡された場合においても,当該第三者との関係において,作品の利用の独占性が保証されるとともに,使用料の支払を含め引続き譲渡前と同様の条件で継続して利用できることが望ましいとする意見が多かった。

複雑で非定型的な利用許諾契約が一般的な場合

例えば,コンピュータ・プログラムを取り扱う工業製品の製造業界では,一つの利用許諾契約の中で,特許発明,著作物,営業秘密などの種類の異なる知的財産の利用等を一括して許諾するなど契約の内容は複雑である。ちなみに契約条項の内容として,例えば次のようなものがある。

・クロスライセンス条項

相互に,様々な知的財産の利用を認め合う契約。契約当事者の双方が権利者でありかつ利用者となる。大企業間では特定の製品,事業範囲について,権利を特定せずに相互に自由に利用を認め合う実態がある。このような場合,対象に含まれる権利は特許だけで数万件に及ぶことがある。

共同開発契約や技術提携契約においても、その目的のため相互にプログラムの利用を 許諾し合う。

・保守・保証等の条項

バージョンアップ・バグ修正といった保守,品質・性能・許諾権限・第三者権利非侵害に関する保証等を内容とする。

・サブライセンス条項

権利者から著作物等の利用許諾を受けた利用者が,更に第三者に利用の許諾をすることができることを内容とする。

・契約の準拠法に係る条項

国際的な取引が多く、外国法を準拠法とする場合が多い。

このような契約は,クロスライセンス契約に代表されるように,多数の知的財産について,その内容を相互に開示することになるので,契約の相手方は経営戦略上の特別な存在であり,相手方は誰でもよいということではない。

したがって,このような契約実態が一般的な場合は,著作権等が第三者に譲渡されたときも,当該第三者が利用許諾契約の当事者になることは望ましいことではなく,多少の不都合があっても,当該契約に基づく許諾者の地位は譲受人に承継されることなく,利用者は引続き適法に当該著作物等の利用が継続できる方法を望む意見が多かった。

3 利用者の保護の在り方について

利用者の保護の在り方については,平成15年1月の文化審議会著作権分科会審議経過報告(以下「審議経過報告」という)において整理されたように,利用者が利用許諾契約による法律関係を著作権等の譲受人に主張することができる手段を与える対抗要件による保護と,それ以外の方法による保護が考えられる。

なお、利用者の保護については、著作権等が第三者に譲渡された場合だけでなく、権利者が破産したときに破産管財人が行う利用許諾契約の解除の問題もある。これについては、昨年9月に法務省の法制審議会が出した「破産法等の見直しに関する要綱」によると、破産管財人の双方未履行の契約に関する解除権の規定は、「賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約については、相手方が当該権利について登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件3を備えているときは、適用しないものとする」ことで改正が予定されている。この制度改正により、通常実施権の登録制度が整備されている特許権や商標権は現行制度のままでも、破産法改正の効果を享受できるが、著作権等の場合は、新たに制度を創設しない限り、破産法改正の効果を享受できないことになる。

対抗要件による保護とそれ以外の方法による保護を整理すると次のとおりである。

(1)対抗要件による保護

現行制度

著作権法では,著作権等の譲渡やこれらの権利を目的とする質権の設定・譲渡等については,取引の保護の観点から,登録をしなければ第三者に対抗することができない(第77条,第88条,第104条)。また,当該登録については,登録原簿に申請の内容が掲載又は記録され公示されることになっている。不動産や他の知的財産権についても,その権利変動について,対抗要件の制度又は効力発生要件の制度が整備されているところであり,登記・登録により権利変動の内容が公示されることになっている。

また,物権又は物権的権利の権利変動だけでなく,例えば特許法等の産業財産権の場合,物権的権利ではない通常実施権について特許権の譲受人等に対抗するためには,登録が必要である。不動産の場合についても,民法では,物権ではない賃借権は登記がないとその後に不動産の物権を取得した者に対抗できないことになっている(民法第605条)が,借地借家法により,例えば借家の場合,登記がなくても建物の引渡しがあった後は,賃借人による建物の占有を公示と考え,その後にその建物の物権を取得した者に対し対抗できることとしている(借地借家法第31条第1項)。

なお,著作権法の著作権又は著作隣接権に関する登録は,特許権等の産業財産権の権利設定登録や不動産登記の保存登記と異なり,著作物等を創作等した時点では何らの登録も必要としないことから,対抗要件の登録であれば,権利変動があって始めて,登録申請が行われ,著作物等ごとに登録原簿が作成されることになる。この登録制度は,様々な理由から活用されているとは言えず,平成 14 年度実績で,例えば,著作権譲渡の登録は,プログラムの著作物が 67 件,その他の著作物が 237 件の合計 304 件にとどまっている。

³ 無体物の利用許諾は,有体物のそれとは異なり複数の者になしうることから,他に利用許諾を受けた者に対抗するための登録等は考えられないので,「破産法等の見直しに関する要綱」の趣旨は,著作権等をその後に取得した者に対抗するための登録等という意になると解される。

公示による制度

ア.登録

(ア)基本的な考え方

著作権等の譲受人が第三者に著作権等を主張するためには登録が必要であるとの現行制度を前提にすると,それに対抗して利用許諾契約に基づく利用者を保護するためには,現行制度との均衡上,利用許諾契約に関する登録制度を創設するのが最も分かりやすい方法である。

著作権等に関する登録制度は余り利用されていないとはいえ,著作権等の場合においても,他の物権又は物権的権利と同様,著作権等の二重譲渡等が行われた場合,誰が本当の権利者であるかを確定するためには,登録を必要としている。権利変動に関する登記・登録制度の必要性の有無については,物権又は物権的権利全体の問題にも係わることであり,この制度の変更が難しいと言うことであれば,著作権等の譲渡取引と利用許諾に係る取引との優劣を争う際に,特に利用許諾に係る取引について,登録による公示の必要性がないという特別な理由が見出せない限り,特許等の通常実施権の登録のように,登録による公示の制度を基本として制度の仕組を考える必要がある。

(イ)問題点等

ただし,利用許諾に係る登録制度を考える場合,例えば次のような問題があるので,現在の登録制度と同様の制度にするかどうかは再検討が必要である。

- a.現在の登録申請は著作物等ごとに行われており,登録原簿は著作物等ごとに調製される。利用許諾に関する登録について,この制度との整合性をとろうとすると,申請は著作物等ごとに行う必要があるが一つの契約の中で多数の著作物等の利用を許諾することも多いこと,著作権等の譲渡取引に比べて利用許諾に関する取引の件数は比較にならないぐらい多いことなどから,現行の制度の拡大による登録制度は,申請に係る手続きの煩雑さや登録免許税などの経済的負担の問題から,利用者が活用しにくい制度になる可能性がある。
- b.利用許諾契約の内容が公示により明らかになることは取引内容の秘密保護 の点で支障となる場合がある。
- c.著作物等の利用許諾の取引は,著作権等の譲渡の取引とは異なり,著作権等の移転が伴うものではないこと,一の権利者が多数の契約を結ぶものであること等から,権利者(許諾者)及び利用者の両者による登録申請しか認めない場合,権利者の協力が得られない可能性がある。

このような理由から,登録による公示制度を採用する場合には,必ずしも著作 権等の譲渡のような精緻な登録制度である必要はないのではないかと考える。

例えば,著作物等ごとの登録ではなく利用許諾契約ごとの登録にした上で,登録原簿を見ただけでは利用許諾契約の内容の詳細はわからないが,著作物等を譲

り受けようとする者が調査することが可能な程度に対象となる著作物等を示し, 誰と誰とが何時利用許諾契約を締結したか等,著作物等を利用する権利を識別し 得る最低限の情報を公示するだけの簡易な登録制度なども検討の余地があると考 えられる。

この場合,著作権等を譲り受けようとする者は,利用許諾の具体的な内容を把握するためには,権利者に説明を求めたり,利用許諾契約の開示を求めたりしつつ,契約内容を確認する手続きの負担を負うことになるが,著作権等の譲渡に限らず,業務上取引をする場合は相手方の信用度や説明の信憑性などについて調査を行うのは当然のことであるから,このような調査を行うことは大きな問題ではないと考える。

イ.事業化の事実

(ア)基本的な考え方

登録によらない制度としては、利用許諾契約に基づき、著作物等の複製物の製造・販売等の事業を行っているという事実をもって、著作権等の譲受人に対抗することができることとする制度が考えられる。これは、事業化の事実があれば著作権等を譲り受けようとする者は、著作権等の譲渡取引の前に当該事実を認識できたはずであるとして、事業化の事実を一種の公示と考え、対抗要件を付与しようとするものであり、先述の不動産の占有を公示と考える制度と類似している。また、特許法では、対抗要件の制度ではないが、先使用という考え方があり、特許出願の内容を知らないで発明の実施である事業をしている者又は実施の準備をしている者は、一定の条件の下で、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有するとしており(特許法第79条)、この制度も参考になっている。

(イ)問題点等

この制度については,不動産の占有の場合は一般に占有の事実が外部から容易に確認できるのと異なり,事業を行っている事実の認定が難しいものにならざるを得ない。例えば適法な利用かどうかを見極めるため利用許諾契約の内容を開示させる必要があるかどうか,継続的に著作物等が利用されているかどうかの判断基準をどのように定めるか等の解決すべき問題が多いと考えられる。また,かかる事実の認定は最終的には裁判所が決めることになるが,認定基準があいまいなものであれば,著作権等の譲受人や利用者は,事業の新たな実施や継続的な実施に大きな危険負担を抱えることになり,かえって利用秩序が混乱することも考えられる。

なお,特許法の先使用制度に類似した制度として,対抗要件によらない制度と位置付けることは可能であると考える。例えば,事業化の事実があれば,独占性は保護されないが引き続き著作物等を利用できるという制度が考えられるが,著作権等の譲受人が被る不利益や独占性の保護の問題などの検討が必要なことに加え,破産法改正との関係で対抗要件によらない制度には問題がある。

公示によらない制度(書面による契約)

(ア)基本的な考え方

公示によらない制度としては,利用許諾契約が書面(電子契約を含む)によりなされているときは,その事実をもって,著作権等の譲受人に対抗できるとすることが考えられる。法体系が異なるため対抗要件制度とは言えないが,例えば米国著作権法(第 205 条 $(e)^4$)に類例がある制度であり,利用許諾の膨大な件数に関し登録機関に申請する必要がないこと(煩雑な申請手続きや登録免許税の支払いが不要)や本来秘密にしておきたい取引実態が明らかにされないことなどの点で利用者側に利点があり,考慮に値する制度と考える。

(イ)問題点等

制度上の問題としては,我が国のように物権又は物権的権利の変動について,登記・登録等による公示を必要とする制度の下で,債権が物権又は物権的権利より優先的効力を有するとの一般原則に関する例外的措置として,公示を必要としない簡単な方法によって対抗要件を付与する制度を設ける理由をどう説明するかである。

この場合,著作権等の譲渡等の取引との比較において,著作権等の譲受人は利用許諾契約の存在を知らないまま著作権等の譲渡契約を結ぶ可能性があるという著作権等の譲受人側の不利益(著作権等の譲渡取引の安全性の低下)についてどう考えるか,また,特に著作権等の場合は,権利の対象となる著作物等は日常的に創作等が行われており,著作権等の譲渡取引や利用許諾の取引も日常的に行われているが,先述したように登録制度が余り利用されているとは言えない現状において,著作権等の譲受人は登録機関に申請し登録しないと利用許諾契約に基づく利用者に対抗できないこととのバランスをどう考えるか等の検討が充分行われる必要がある。

著作権等の譲受人が被る不利益については,著作権等の無体物に対する権利は,有体物のそれとは異なり,仮に著作権等の譲受人が著作権等の譲渡契約時に利用許諾契約の存在を知ることができなかったとしても,当該利用許諾契約の利用者に対し,著作権等を主張できないだけであり,自ら利用すること,及び第三者と新たに利用許諾契約を締結することができるので,著作権等の譲受人が被る不利益は受忍限度内であり問題ないとする意見があるところである。

確かに有体物と無体物では権利の性質は違うが、後述する「利用許諾契約に基

⁴ 第 205 条 (e) 矛盾する著作権の移転および非独占的使用許諾の間の優先

非独占的使用許諾は,使用許諾の対象となる権利の保有者またはその適法に授権された代理人が 署名した書面によって証明され,かつ,以下のいずれかにあたる場合には,登記されているか否か を問わず,矛盾する著作権の移転に優先する。

⁽¹⁾使用許諾が移転の実行前に受けられたこと。

⁽²⁾使用許諾が移転の登記の前に行われかつそれを知ることなく善意で受けられたこと。

出典:山本隆司・増田雅子 共訳『外国著作権法令集(29) アメリカ編 』(社団法人 著作権情報センター,2000年)p.123

なお,米国著作権法では,「独占的使用許諾(exclusive license)」を「譲渡(assignment)」と同様に「著作権の移転("transfer of copyright ownership")」の概念に含めている。(第 101条)

づく許諾者の地位の承継」との関係で,利用許諾契約により,利用者が著作物等を独占的に利用することができる権利を有している場合には,許諾者の地位の承継の態様によっては,著作権等の譲受人は第三者に新たに利用を許諾することが制限される可能性があるなどの問題もある。

以上のように,この制度は著作権等の譲受人にとって利益になるものとは考えられないが,この不利益が譲受人にとって受忍限度内のものであるかどうか。また,仮に当該不利益が受忍限度外とすれば,それを軽減するための制度的措置が考えられるかどうかなどについて詳細な検討が必要である。

なお,書面による契約については,著作権等の譲渡が行われたのを知ってから 契約書を作成するなどの可能性もあることから,契約締結の事実が客観的に証明 されるよう確定日付きの証書にしておく必要性も検討する必要がある。

(2)対抗要件によらない保護(利用許諾契約の承継)

基本的な考え方

著作権等の譲受人が悪意の場合,すなわち利用許諾契約を承知している場合に利用許諾契約を承継させる(譲受人が善意無過失で利用許諾契約を承知していない場合には譲受人は利用許諾契約を承継せず,譲受人に軽過失があって利用許諾契約を承知していない場合には譲受人は利用許諾契約を承継するものの独占性については承継せず,譲受人に故意又は重過失がある場合には譲受人は独占性を含め承継することとする)制度は,利用許諾関係が,著作権等と結合する一種の状態債務関係として著作権等とともに移転するという考え方に基づくものであり,我が国の物権又は物権的権利に係る対抗制度の在り方に影響を与えず,かつ著作権等の譲受人が契約関係を承継するため,利用者が著作物等を利用する権利は保護することが可能である。

問題点等

この制度については,主として譲受人側の事情によって契約関係の承継の形態等が決まるため,利用者側が主体的に利用の継続のための措置を講じる手立てがない等の点で,利用者の保護に欠けるとの意見がある。また,先述の破産法の改正との関係で,対抗要件によらない制度は,破産時の保護に問題を残すことになる。

4 利用許諾契約に基づく許諾者の地位の承継について

利用許諾に関し利用者が著作権等の譲受人に対する対抗要件を備えた場合,利用者は 利用許諾契約に基づく法律関係を譲受人に主張できることになるが,それとは別に,利 用許諾契約に基づく許諾者の地位が当該譲受人に承継されるかどうかが問題となるため, 基本的な考え方について次のとおり整理を行った。

(1)不動産の場合の考え方

不動産の譲渡取引においては,建物の賃借人が対抗要件を備えた場合,賃貸借契約 上の賃貸人の地位は,法律上明文の規定はないものの,不動産の譲受人がその地位を 承継するというのが最高裁の判断である。

不動産の賃貸借契約については,定型的な契約が一般的であり,不動産の譲渡取引に伴って賃貸借契約の全内容が不動産の譲受人に承継された方が,賃借人は以前と同様の条件で不動産を使うことができ,また賃貸人も改めて契約することなく賃料を請求できることとなるので,契約関係は安定し双方にとって利点が多いことになる。

(2)著作権等の場合の考え方の整理

著作権制度において対抗要件の制度を設けた場合,利用者保護の観点から,例えば,許諾者の地位の承継について,承継される内容を制限する旨を法律に規定することや,承継されないことを法律に規定するという方法も考えられるが,利用許諾契約の内容は多種多様であり法定すべき内容や範囲を特定するのは困難であることや他の同様の制度との整合性等から適当ではなく,基本的には学説や判例の蓄積により一定の秩序形成を図るべきである。

しかしながら,利用許諾に関し利用者が対抗要件を備えた場合,著作権等が第三者に譲渡された際に利用許諾契約がどのように取り扱われるかは,利用者保護の制度を考える場合の重要な視点であることから,基本的な問題点は整理しておく必要がある。問題点等を整理すると次のとおりである。

利用許諾契約から生じる著作物等を独占的に利用することができる権利を保護 しようとするならば,著作権等の譲渡に伴い許諾者としての地位が著作権等の譲受 人に承継され,この権利も引き継がれると考えれば解決できる。

複数の著作権等に係る利用許諾契約に関し、契約の対象となっている著作権等のうち一部が譲渡された場合、著作物等の保守・保証、著作物等の共同開発など利用許諾契約の中に著作権等の譲受人による履行が困難又は不可能な債務が含まれている場合などについては、許諾者の債権・債務が全て譲受人に承継されることとしても、譲受人は債務の履行ができないおそれがあるので、このような場合には、承継されるものとされないものについて何らかの調整をすることが考えられる。なお、この場合、利用許諾契約の中で承継できる事項とできない事項を当事者間であらかじめ詳細に決めておくなどの方法により、調整を容易にしておくことも必要である。

クロスライセンス契約の場合,契約当事者が相互に相手方の相当数の知的財産を自由に利用できることとしているため,望まない著作権等の譲受人に利用者の有する知的財産を利用させないため,許諾者としての地位は当該譲受人に承継されないとすべきとの考え方があるが,この場合,例えば,

- ア 著作権等の譲受人は自らの著作物等が利用されているにもかかわらず使用料 が請求できないこと,
- イ 著作権等の譲渡人は著作権等を有しないにもかかわらず利用許諾契約から離脱しないため利用許諾契約の履行が困難又は不可能になる可能性があること,
- ウ 著作権等の譲渡人が法人である場合であって,当該法人が消滅した場合もイと同様の問題が起こること,

等から利用許諾契約の内容が一切著作権等の譲受人に承継されないという考え方に

は問題がある。

著作権法上,著作物等を利用する権利は,権利者の承諾を得ない限り譲渡することができないこと(第63条第3項)から,クロスライセンス契約の場合,著作権等の譲渡取引に伴い,著作権等の譲渡人が利用許諾契約の相手方から得ている著作物等を利用する権利が当然に譲受人に移転するものではない。

例えばプログラムの著作物の利用許諾契約では,当該著作物の改変などに対応して著作者人格権の不行使に同意する条項が見られるが,その法的拘束力の問題は別として,著作者人格権は著作者に与えられた譲渡不可能な権利であるので,この契約関係は著作権等の譲渡人(著作者)に残ると考えざるをえない。

著作権等の譲渡取引の際,譲渡人と譲受人の契約により,譲渡した著作権等に関し,譲渡前に締結した利用許諾にかかるサブライセンスを認めることなど,譲受人が債務を引き受けるにあたって一定の条件を付すことは可能と考えられるが,利用許諾に関し利用者が対抗要件を備えた場合には,利用者の継続利用を妨げるような内容の契約はできないと考えられる。

以上の点から,許諾者の地位の承継については,不動産の場合における考え方を参考に,許諾者の地位は著作権等の譲受人に承継されることを基本として考えるべきである。なお,利用許諾契約の中に著作権等の譲受人にとって債務の履行が困難又は不可能な契約内容が含まれている場合,クロスライセンス契約のように利用者が著作権等の譲受人による利用者側の著作物等の利用を望んでない場合,著作権等の譲渡人と譲受人又は利用者との間で特別の取り決めがされている場合等については,例えば,利用許諾契約が著作権等の譲渡人,譲受人及び利用者の三者による契約に移行すると考えられないか,その場合契約の変容について利用者の承諾をどのように考えるか等,著作物等の円滑な利用が実現できるよう合理的な解釈が求められるところである。

5 まとめ

契約流通小委員会は,平成14年度及び本年度の検討結果を踏まえ,著作物等の利用許諾契約における利用者の保護について,次のように提言する。

利用者保護については、破産法・民法等の現行法の適用、利用許諾契約及び著作権等の譲渡契約における契約条項の改善等により相当程度解決できると考えられるので、今後も関係者においては、現行法の適用や契約による利用の継続の方法について調査研究を進める必要があるが、著作物等の流通の促進に伴い、今後著作権等の譲渡取引等はますます多くなると思われるので、利用秩序に関する基盤整備の一環として利用者保護の制度整備を図ることが望ましい。

制度整備に当たっては,破産時における破産管財人の利用許諾契約の解除の場合のみならず,著作権等の譲渡に伴う利用許諾契約との関係も視野に入れた制度設計が必要と考える。

現行制度との整合性や破産法における双方未履行契約における破産管財人の解除

権制限に対する改正案の内容から,著作権制度において,利用許諾契約に基づく利用者の保護を図るとすれば,それは対抗要件の制度によるべきである。

この場合,現行制度を前提とすれば,登録による公示の制度を基本とすべきであると考えるが,申請に係る手続きの煩雑さや利用許諾契約の内容が公示により明らかになることは取引内容の秘密保護の点で支障があるなどの意見に配慮し,現行の著作権等に関する登録制度の仕組みにとらわれることなく,申請手続,公示される内容等についてはできるだけ利用者の要望に配慮した制度になるよう,著作物等を利用する権利を識別し得る最低限の情報を公示するだけの簡易な制度も含め登録制度の在り方について十分に検討する必要がある。

なお,公示によらず対抗要件を付与する制度(書面による契約)については,利用者の利便性の観点から考慮に値する制度と考えるが,現行制度の前提を大きく変えるものであり,慎重な検討が必要である。

利用者が対抗要件を取得した場合の利用許諾契約における許諾者の地位の承継については、法律で一定の制限を加える等の措置をすることは適当ではなく、基本的には判例・学説の蓄積により秩序形成を図るべきである。なお、契約の承継の在り方については、不動産の場合における考え方を参考に、著作権等の譲受人に承継されることを基本として考えるべきであるが、著作物等の利用許諾契約は、不動産における賃貸借契約と違い複雑な契約形態であるものも多いことから、今後も関係者間で研究が行われる必要がある。

最後に、利用者の保護については、知的財産権全般に通じる制度設計が求められているところであり、著作権制度のみが特別な対抗要件制度を設けることは適切ではないので、他の知的財産権における同様の検討を待った上で、整合性のある制度にすべきである。

著作物等に係る登録制度の在り方

1 プログラムの著作物に係る登録の実施主体について

(1)現行制度

プログラムの著作物に係る登録については,プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(プログラム登録特例法)により,文化庁長官が指定する者(指定登録機関)に登録事務の全部又は一部を行わせることができるとしており,その指定の基準について,文化庁長官が定める研修を修了した者が登録を実施すること,登録事務を適確かつ円滑に行う経理的基礎及び技術能力を有すること,民法第34条の規定により設立された法人(公益法人)であることなどを定めている。

指定登録機関にプログラムの著作物に係る登録事務を行わせることができるように した理由は,

プログラムの開発には,通常,高度な専門知識に加え,多大の時間,労力,費用が投じられるものであり,その経済的価値は非常に高いにもかかわらず,その複製は比較的容易であり,また,開発の実態は,他社にプログラムの製作を委嘱し,

作成されたプログラムの著作権を譲り受ける場合も多いことから,プログラムの場合,登録により権利保全しておく必要性が他の著作物と比べて高いと考えられ,多くの申請が予想されるプログラムの登録事務について,それを適確かつ迅速に処理するためには,それに応じた相当の人的・物的条件を整備することが必要であること

著作権制度における登録は、申請書及びそれに伴う添付資料の内容が法令に定めた要件に合致しているかどうかを審査する形式審査であることから、中立性・公正性等を十分に保障し得る制度の下に登録事務を公益法人に行わせることは可能であり、むしろ行政の効率化という面から適切であると考えられたこと

などからであり、同時に指定登録機関の役職員への秘密保持義務の付与、みなし公務員規定の適用、登録事務規程及び事業計画の認可、役員又は登録実施者の選任又は解任の認可、登録事務の休廃止の許可など、公正的確な登録事務が確保されるよう必要な規定の整備が行われた。

このプログラム登録特例法に基づき,昭和 62 年 1 月,(財)ソフトウェア情報センターが指定登録機関として指定され,昭和 62 年 4 月から,プログラム登録事務の全部を実施しているところである。

(2)規制緩和推進3ヵ年計画における提言

平成 15 年 3 月 28 日に閣議決定された「規制改革推進 3 ヵ年計画(再改定)」では、民間参入の拡大による官製市場の見直しに関して「プログラムの著作物の登録については、既に公益法人が指定法人として全面的に事務を行っているところであるが、当該事務を行わせることができる指定法人を公益法人に限定しないことも含め、当該事務の実施主体の在り方について、見直しを図る。」とされている。この計画の提言に基づき、プログラム登録事務の実施主体の在り方について検討を行った。

(3)検討の結果

現行の指定基準では公益法人であることが要件となっている。本来国が行うべき登録事務を指定登録機関に行わせるためには,その中立性・公正性等が十分に保障されていなければならないことから,公益に関する事業を行う非営利の法人であり,主務官庁による設立の許可及び指導監督が行われる公益法人に限り指定できることとしたものである。

本来国が行うべき事務を他の機関に行わせるためには,どのような場合であっても,その機関の中立性・公正性等が充分に保障されるとともに,当該事務が適確に遂行される必要があることはいうまでもない。ただし,規制改革を推進する我が国政府の方針を踏まえ,この問題を考えた場合,

一定の業務規制を行うとともに,定期的な検査等を的確に行えば,公益法人以外の機関であっても円滑な登録の実施は確保できると思われること

登録事務は形式的な事務であり、仮に円滑な登録を阻害するような業務の実施

が行われたとしても,例えば,業務改善命令や指定登録機関の取り消し等の事後的措置によって,充分に申請者の利益が保護できると思われること

などから,公益法人要件を維持しなければならない積極的な理由は乏しいと考えられるので,公益法人要件は廃止することが適当である。なお,公益法人要件を廃止する際には,登録事務の円滑な実施を確保するための方策等について検討する必要がある。

また,指定登録機関制度を廃止し,一定の要件を備えた法人について登録制として, 当該登録機関が著作権の登録事務を行うという考え方もあるが,著作権の場合,

他の知的財産権のような権利発生要件の登録制度ではなく,不動産登記における保存登記のような制度がないため,全ての著作物等が登録されているわけではないこと

権利変動の登録のみならず,第一発行(公表),無名・変名での公表,プログラムの著作物の創作など,ある事実が生じたときにそのことを公示するための登録制度があるため,登録の継続性がない(例えば,著作権者が著作権の譲渡登録をした後に,著作者が実名の登録をすることもできる)こと

などから,仮に多数の登録機関が存在して,プログラムの著作物に係る登録事務を行うこととなると,同一の著作物が複数の機関に登録されることのないよう,申請しようとする著作物等が既に登録されているかどうか確認する必要が生じること等から,利用者等の事務手続きは煩雑なものにならざるを得ない。また,ネットワークを構築し複数機関の登録を一元化することにより問題を解決することも考えられるが,一定の要件さえ備えれば多数の登録機関が存在しうることになると,このようなネットワークを整備・維持するための経費の負担が問題になるので,当面は指定登録機関制度を維持すべきであると考えられる。

2 著作物等に係る登録制度全般について

(1)現行制度

我が国の著作権法は、権利の発生については無方式主義を採っており登録は権利取得の要件ではないが、権利の変動を公示するためやその他の特別な目的のため、以下の登録制度を設けている。

権利の変動を公示するための登録(第三者対抗要件)

- ・著作権の登録(第77条) 著作権の移転又は処分の制限,著作権を目的とする質権の設定,移転等があった場合の当該事実の登録。
- ・出版権の登録(第88条) 出版権の設定,移転,変更等,出版権を目的とする質権の設定,移転等があった場合の当該事実の登録。

・著作隣接権の登録(第104条)

著作隣接権の移転又は処分の制限,著作隣接権を目的とする質権の設定,移 転等があった場合の当該事実の登録。

その他の目的のための登録

・実名の登録(第75条)

無名又は変名で公表された著作物の著作者が,実名の登録を受けることができる。登録の効果として,実名の登録がなされている者が登録に係る著作物の著作者であるとの推定を受ける。

・第一発行(公表)年月日等の登録(第76条)

発行又は公表された著作物について,その最初の発行年月日又は公表年月日の登録を受けることができる。登録の効果として,登録原簿に登録された年月日に第一発行又は公表があったものとの推定を受ける。

・創作年月日の登録(第76条の2)

プログラムの著作物の著作者が,当該著作物を創作した年月日の登録を受けることができる。登録の効果として,登録原簿に登録された年月日に創作があったものとの推定を受ける。

著作物等に係る登録申請件数は,年間 1,400 件前後で推移しており,著作権等の取引や発行(公表),創作の現状を考えると件数が多いとはいえない。現状では,著作物等に係る登録の申請を行うのは,登録によって得られる法的効果を必要とする者に限られており,例えば著作権の譲渡の登録(第77条)については,著作権の譲渡契約時に譲渡人による二重譲渡等の心配がなければ権利変動の効力を主張する必要が生じないので,登録申請が行われていないという状況がある。

(2)検討の結果

著作物等に係る登録制度について,著作物流通促進の観点から,新たな登録制度創設の必要性などについて検討を行った。

創作年月日の登録の対象となる著作物の拡大

プログラムの著作物に係る登録制度として,著作物の創作年月日の登録が設けられている。この制度は,プログラムの著作物は他の著作物と異なり,開発した企業等の内部において利用されたり開発を委託した特定のユーザのみが利用するなど,未公表のまま利用されることが多く,第一発行(公表)年月日の登録制度を活用できる場合が限定されていることから,プログラムの著作物に限り特別に設けられた制度である。

この創作年月日の登録をプログラムの著作物以外の著作物に拡大してほしいという要望がある。その背景には,創作年月日の登録の結果としての事実上の効果,すなわち登録に係る著作物の著作者が誰であるかを公示するという効果を期待するところがあると考えられる。

著作物の創作年月日の登録は,旧著作権法において認められていた著作年月日の登

録制度と類似の制度であるが,現行著作権法が制定された際に, 著作年月日を証明することは実際上難しいこと, 第一発行年月日の登録制度の改善が図られるため制度を維持する必要性が低いこと等を考慮し,これを廃止したという経緯がある。

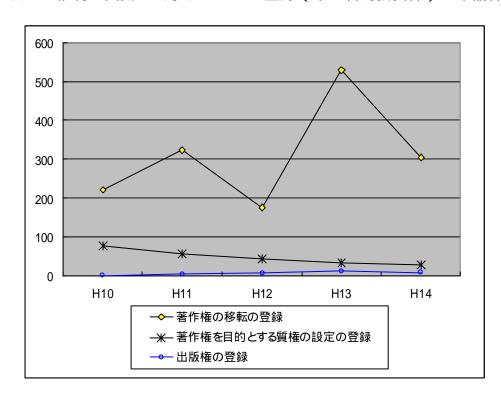
登録制度の活用状況,登録の効果等を総合的に勘案すると,現状において,現行制度創設時の理由を否定すべき特段の状況の変化は認められないことから,創作年月日の登録の対象となる著作物を拡大する必要性は乏しいと考えられる。

登録原簿の調製

我が国では,e-Japan 戦略等に基づき,電子政府構想を進めているところである。行政内部の電子化,インターネットを活用した電子申請,行政情報のインターネット公開・利用促進等の取り組みが進められていることから,登録原簿について帳簿をもって調製することとしている現行制度については,コンピュータ時代に合わせた検索しやすい媒体をもって調製できるように変更することが適当である。

(参考)著作権に関する登録申請件数の推移

表1:権利の変動を公示するための登録(第三者対抗要件)の申請件数の推移



500 450 400 350 300 250 200 150 100 50 0 H10 H12 H13 H14 ◆ 実名の登録 …■・・第一発行(公表)年月日の登録

─▲ 創作年月日の登録

表2:その他の目的のための登録の申請件数の推移

その他

1 著作権等の集中管理事業の在り方について

著作権等管理事業法が施行され二年経ち,特に大きな制度上の問題は生じていないと評価できるとの意見が多かったが,同法附則第7条に基づく施行三年を経過した場合の評価を契機とし,次のような点について検討することが必要であるとの意見があった。

- ・ 指定管理事業者の使用料規程の制定・変更について,利用者代表以外の利用者の声が反映されにくいこと,利用者代表がいない「利用区分」における意見の聴取が困難であること等の問題がある。
- ・ 指定管理事業者と利用者代表の協議が成立しないときは文化庁長官による裁定の制度を利用できるが, 裁定制度の趣旨を活かし, 裁定制度をどのように活用していくかの問題がある。
- ・ 著作権等管理事業法の規制が及ばない非一任型の管理事業者,及び指定管理事業者以外の著作権等管理事業者の在り方について,著作物等の利用の円滑化という観点から,制度上の問題も含めどのように取り扱うかの問題がある。

2 「意思表示システム」の整備・普及について

文化庁が昨年2月に策定した「自由利用マーク」の普及等について,次のような意見があった。

- ・ 一般の人に対しては,まずマークの存在そのものを知ってもらうための広報が必要であり,次にマークを付けようと思っている著作権者に対し,どうすればマークを自分の著作物に付けることができるかを分かりやすく説明するための広報が必要である。
- ・「自由利用マーク」は、「コピーOK」「障害者OK」「学校教育OK」の3種類のマークがあるが、これらについて一律の普及方法をとる必要はなく著作権者の理解が得られやすいと思われる「障害者OK」「学校教育OK」マークから普及を進めることも一案である。
- ・ 広く一般に周知されることを目的として作成される国・地方公共団体の著作物については、「自由利用マーク」の活用が期待される分野であり、今後も国・地方公共団体に対し積極的な働きかけを行うべきである。
- ・ 「自由利用マーク」は,マークを付ける側とマークの付いた著作物を利用する側の双方が,著作権法を理解している必要があるので,マークの普及を進めるのであれば同時に著作権教育の普及に力を入れることが重要である。

第3章 国際小委員会

検討事項について

1 平成14年度の検討結果

平成14年度の国際小委員会では,知的財産戦略大綱及び知的財産基本法に基づき, 海賊版対策,国際裁判管轄・準拠法及び著作権関連条約への対応について検討を行った。

海賊版対策については,官民が連携して戦略的に行うことが重要であるとの認識の下, 以下の7つの政策を重点的に講じていくことが必要との結論を得た。

海賊版実態把握の強化

二国間協議の実施

国際機関の積極的活用

海賊版対策を実施している海外諸国などとの戦略的連携

侵害発生国における「著作権」に対する関係者の意識の向上

コンテンツ海外流通促進機構を通じた権利者の支援

在外公館などの積極的活用

国際裁判管轄・準拠法については、インターネット上で著作権侵害が起こった場合の国際裁判管轄及び準拠法に関する考え方の整理を行った。その上で、準拠法については、ベルヌ条約の「保護国法主義」の明確化などの国際的な働き掛けを積極的に行っていくべきであること、裁判管轄については、契約時に合意管轄条項を設けるなどの現実的対処を行いつつ、さらに検討していくこととした。

著作権等関連条約については,現在,世界知的所有権機関(WIPO)で検討されている視聴覚的実演に関する新条約(AV条約)及び放送事業者に関する新条約(放送条約)の早期締結に向けた外交努力を継続することが必要であり,AV条約については,問題となっている米・EC間の調整に積極的な役割を果たすことが必要との結論を得た。

2 本年度の検討事項

本年度の国際小委員会は,昨年度の検討の結果も踏まえながら,推進計画に示された 政府全体の方針について必要な施策の検討を行うこととし,具体的には,次のような事 項について審議を行った。

著作権関連条約への対応の在り方について

海賊版対策の在り方について

インターネットを通じた著作権侵害に係る国際裁判管轄及び準拠法の在り方について フォークロアの保護の在り方について

検討の結果

国際小委員会では、平成15年6月2日に第1回を開催し、7回にわたり検討を行った。 平成15年度における検討の結果は次のとおりである。

1 著作権関連条約への対応の在り方について

(1) 国際的な検討の状況

WIPOでは,近年のデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権,著作隣接権の新たな条約の策定を目指している。既に,著作者の権利にかかる「著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)」については1996年に採択,2002年3月に発効しており,レコード製作者及び音の実演家にかかる「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)」についても1996年に採択,2002年5月に発効している。さらに,放送条約及びAV条約についても,WIPOで検討が行われている。

放送条約については,1998年以降,WIPO著作権等常設委員会(SCCR)の場で検討が進められている。我が国は2001年5月に開催された第5回会合において条約形式の提案を行い,2003年6月に開催された第9回会合においてウェブキャスティングに関する文書を提出するなど,議論に積極的に貢献してきた。SССR議長の提案により,2005年の条約の成立を目指して検討しており,今後,新条約の保護の対象,具体的な付与すべき権利,今後の進め方について議論が行われる予定である。我が国も国内の放送事業者の実態,現行法制度も踏まえながら,我が国の方針を策定し,積極的に参画していくことが求められる。

AV条約については,2000年12月にジュネーブで外交会議が開催された。実体規定全20条のうち19の条項については暫定合意が得られたものの,実演家から映画製作者への権利の移転問題をめぐってECと米国の間で合意が得られず,結果として条約採択は見送られた。昨年9月の一般総会では,本件の今後の進め方について議論がなされたが,本年の一般総会において,本件の外交会議の開催について議論することとなった。また,昨年11月には,WIPO非公式会合にて,各国における実演家の権利の現状などについて議論が行われた。本件については,権利者間のバランスを確保するためにも,条約の早期採択が求められることから,未解決事項の解決も含めて,我が国が積極的な役割を果たすことが求められる。

放送条約に関する我が国の方針を策定するために,本委員会で検討した結果は以下のとおりである。

(2) 放送条約の保護の対象(ウェブキャスティングの取扱い)

我が国は,放送条約の議論の中で,ローマ条約で保護の対象とされている(伝統的)放送事業者に加えて,有線放送事業者を保護の受益者とすることについては受け入れる姿勢をとってきた。一方,一部の国よりウェブキャスティング(インターネットを用いた公衆への送信行為)についても放送条約の対象とすべきとの提案がなされ,その取扱いが大きな論点となっている。

ウェブキャスティングについては,一部の国(米国,韓国など)では,ビジネス実態があるものの,我が国も含めた他の国ではほとんどない。また,ウェブキャスターを放送条約の保護の受益者として位置付けるためには,以下の課題が考えられる。

送信形態について,(伝統的)放送は公衆に同一の内容を同時に送信する形態に対し, ウェブキャスティングは顧客の求めに応じて自動送信する形態であるなど,差異があ るが,これをどう取り扱うか。

ウェブキャスティングの範疇について,リアルタイムストリーミングに限定するのか, オンディマンドも対象とするのか。

ウェブキャスターとしては,企業だけではなく,個人も対象になり得る。準創造性,投資の保護,公共性の観点から,(伝統的)放送事業者と同様の著作隣接権を付与すべきか。

放送のための一時的固定の取扱いやレコードをウェブキャスティングに利用する際の 取扱いをどうするか。

デジタル化・ネットワーク化の環境の下,新たな国際的枠組みの一つである,放送条約の早期締結が求められている。上記の課題を踏まえれば,今回の放送条約の議論では,ウェブキャスティングを保護の対象から切り離して検討し,別途条約で議論することが適切と考えられる。また,別途条約で検討される場合でも,将来の国際的な議論に備えるため,ウェブキャスティングの実態の把握,著作権制度における整理などを行うことが求められる。

(3) 放送条約に係る諸課題の取扱いについて

放送前信号の取扱いについて

スポーツの実況中継などの放送前信号が傍受され,それが有線放送,インターネットなどを通じて送信されるという問題が生じている。この送信内容が放送内容と同一の場合,実質的に放送が無断で複製,送信される場合と同様の被害が生じることとなり,著作隣接権による放送保護の実効性が失われるおそれがある。さらに,放送前信号の再送信が放送と同時又は放送に先立って行われる場合,放送事業者が多額の放映権料や中継費用を費やして放送を行うインセンティブが失われるおそれがある。

本件に対する方策としては,著作権法の著作隣接権による保護と通信法制による保護が考えられる。現行通信法制において,放送前信号の傍受は違法とされているが,侵害行為の差止めができないことから,差止めを請求できる点で著作隣接権による保護が望ましいとの意見がある。しかしながら,放送行為に着目して著作隣接権を付与するならば,保護する内容は,放送された番組と同一の信号とすべきであり,放送されない部分の放送前信号は対象外とすべきであるとの意見がある。また,権利者,起算点の在り方などについてもさらなる検討が求められる。

(参考1)電波法,電気通信事業法での規定

電波法第59条において,傍受の禁止,電気通信事業法第4条において,通信で得られた秘密保持の義務が規定されている。

暗号解除の取扱いについて

放送番組の暗号化は,従来,衛星を用いた有料放送などで行われてきたが,今後は,2006年から全国的に実施される無料の地上波デジタル放送でも用いられる予定である。一方で,放送に付加されている暗号を解除する装置が流通し,それを用いた有料放送の傍受となる海賊行為が生じており,今後,地上波デジタル放送でも,暗号解除により不当な複製が行われるおそれがある。

放送番組の暗号化の主な目的は,有料放送における顧客管理やデジタル放送におけるコピー防止であるが,暗号解除の行為により,放送事業者の放送行為が侵害されるおそれがあることから,暗号解除の行為に対して何らかの措置が講じられる必要がある。

この場合,具体的な措置としては,現行不正競争防止法による規制又は著作権法による措置が考えられる。現行不正競争防止法では,アクセス管理機能を無効化する装置の販売などを規制しているが,同法は主として事業者間の不正競争の防止を目的として所要の規制を行っており,現行法で期待される効果が得られるかどうかを検証する必要がある。一方,著作権法で対応する場合,技術的保護手段を講じる,又は暗号解除権を付与することが考えられるが,他の著作隣接権者とのバランスや法的合理性から検討する必要がある。

(参考2)不正競争防止法の概要

・「不正競争」の定義

第2条第1項第10号(不特定者向け)及び第11号(特定者向け)において,アクセス・コピー管理機能を無効化する装置等を譲渡等する行為を「不正競争」と定義。

・不正競争行為に対する措置

不正競争行為に対する措置として,差止請求権(停止請求権,予防請求権及び除去請求権),損害賠償 に関する措置及び信用回復請求権がある。

譲渡権の付与について

現在,アジア地域を中心に我が国のテレビ番組の海賊版が流通しているとみられており,また,放送のデジタル化に伴い,受信した放送のビデオなどが流通することも予想される。このような中,放送事業者からは譲渡権の付与が要望されている。

複製権を用いても権利行使はできるが,権利侵害の立証が難しい。放送の保護を実 効的に行う観点から,譲渡権を付与する必要性が認められる。

また,著作権法では,著作権者,レコード製作者及び実演家に譲渡権を付与していること,放送事業者に同権利を付与することによる障害は想定しにくいことなどを考慮すると,同権利を付与することは許容される。

なお,譲渡権の国際消尽については,諸外国の実態及びいわゆる「輸入権」に関する議論との整合性が取れるように留意する必要がある。

利用可能化権及びインターネットによる同時再送信権の付与について

インターネットの普及により,放送番組の送信が容易に行えるようになった。一方,放送が無許諾で送信されても,受信されたことを立証することは極めて難しいことから,放送を無断で掲載した段階で権利行使ができるよう,利用可能化権を付与することが望ましい。この場合,利用可能化の形態としては,サーバーなどのメモリーに蓄積する形態(固定を伴う形態)や蓄積を伴わずに送信する形態(固定を伴わない形態)が考えられることから,利用可能化権の付与については,固定物及び非固定物のいずれも対象とする必要がある。

なお,欧米諸国は「インターネットによる同時再送信権の付与」を主張しているが, 同権利は利用可能化権で網羅できること,他の著作隣接権者との整合性を確保することからも,「インターネットによる同時再送信権」ではなく,「利用可能化権」の付与が望ましい。我が国としても,利用可能化権の必要性等が国際的に認められるよう, WIPOにて働き掛けていくことが求められる。

異時放送権の付与

ローマ条約では,制定当時の放送の形態が主に生放送であったことから,同時の再放送に限定して権利を付与している。このため,現在,一般的に行われている放送の固定物による異時の再放送を他の放送事業者が無断で行っても,ローマ条約では権利が及ばない。

このような状況を踏まえて,放送条約では,異時放送権も付与することが求められる。その際,整合性の確保の観点から,有線放送などによる再送信についても異時を含めるべきである。

技術的保護手段・権利管理情報に関する義務について

技術的保護手段の回避等の禁止については,現行著作権法でも規定されており,条約上位置付けることは問題ないと考えられる。しかしながら,その際には,デジタル放送をアナログに転換するなど,技術的に回避せざるを得ない部分については適用除外とする必要がある。また,無反応機器の販売などを禁止すると,世界中で異なる技術的保護手段に反応する機器の製造を義務付けることとなり,経済活動を阻害するおそれがあるので,無反応機器の規制については慎重に対処する必要がある。

遡及効について

WPPTとの整合性からベルヌ条約第18条準用(遡及)が望ましいが,保護すべき放送は放送の際に問題となるのであって,既に放送したものについて遡及させないと対応できない場合はほとんど想定されないことから,不遡及としても特段問題はないと考えられる。

その他

WIPOで議論されている「その他の放送事業者に付与する権利」は,既に現行著作権法で規定されている。

議長が提案する権利	著作権法の規定
固定権	第98条,第100条の2
固定物の複製権	第98条,第100条の2
同時再放送権,有線放送権	第99条
有線放送の同時再送信権	第100条の3
公衆伝達権	第100条,第100条の4

2 海賊版対策の在り方について

(1) 基本的方向性

アジア地域を中心に我が国の著作物などの海賊版が大量に流通しているとみられることから,引き続き対策強化に努めていく必要がある。

昨年の報告書においては,海賊版への戦略的対応として,7つの重点分野をとりまとめた。今後,推進計画に基づきながら,官民連携の下,以下の施策に取り組むことが求められる。

(2) 具体的な施策

侵害発生国における対策強化について

我が国は,侵害発生国政府との二国間協議などの場を通じて,著作権制度の整備及び制度執行の強化を働き掛けてきた。具体的には,一昨年,開始された日中著作権定期協議や,日中経済パートナーシップ協議,日韓文化交流局長級協議の場を活用しながら,相手国政府に海賊版対策の強化を要請してきた。また,台湾との間では,民間レベルで行われる貿易経済会議の場を用いて,海賊版対策に関する協議が行われてきた。今後,これらの活動をさらに実効性あるものにするとともに,他のアジア諸国との間においても,必要に応じて,著作権問題を重点的に取り扱う二国間協議の場を設けて,海賊版対策の強化を要請していくことが求められる。

また,欧米なども,二国間協議などを通じて,侵害発生国政府に海賊版の取締りの強化を働き掛けている。今後,海賊版対策に係る経験やノウハウを共有するため,官民ワークショップの開催など,欧米との間で実質的な情報交換の場を設けることが有効である。

さらに,多国間協議の場でも,知的財産の保護の取組がなされている。このうち,APECでは,知的所有権専門家会合において海賊版対策について議論がなされており,引き続き,多国間協議を活用して,侵害発生国政府に海賊版対策の強化を働き掛けていくことが求められる。

また、侵害発生国において、一般国民の著作権保護に対する意識の向上を図ることは、 侵害状況を改善する上で基礎となるものである。このため、我が国が主体となって、著 作権の意義、保護の必要性などについて分かりやすく説明した著作権教材などを作成・ 配布するとともに、同教材を用いた著作権教育のセミナーを開催することが求められる。

我が国の権利者による積極的な権利行使への支援について

海賊版対策においては,既に述べたとおり,政府間の協議による相手国政府への要請も重要であるが,それ以前にまず,権利者自らが法的手続きに基づいて権利行使を行うことが求められる。しかしながら,我が国の権利者が他国で自ら権利行使するケースは少ないのが現状である。その理由としては,侵害国における著作権法制度,運用状況,権利執行の手続などに関する情報が不足していること,費用対効果が低いことなどが考えられる。

我が国の権利者が他国における著作権侵害に適切に対処できるためには,侵害発生国の法制度,侵害事例,権利執行の具体的な手続などに関するマニュアルを作成することが求められる。特に,我が国コンテンツの侵害発生率の高いアジア地域を国ごとに取り上げ,各国の実情に沿ったマニュアルを作成することが望ましい。

官民のさらなる連携の強化について

実効性ある海賊版対策を実施していくためには、官民の密接な連携が不可欠である。 政府はこれまでも、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の活動など、民間の海賊 版対策を積極的に支援してきた。2003年9月には、著作権侵害情報の収集・提供及 び海外へのビジネス展開・著作権侵害訴訟に係る窓口相談を強化するため、北京、上海 などアジア地域に現地事務所を有する日本貿易振興機構がCODAの事務局機能を担う こととなった。

今後とも,官民の情報交換,合同ミッションの派遣などを積極的に行うことにより, 官民の連携強化を図ることが求められる。

3 インターネットを通じた著作権侵害に係る国際裁判管轄及び準拠法の在り方について

(1) ハーグ国際私法会議における検討状況について

ハーグ国際私法会議は,1992年の米国の提案を受け,2000年に「民事及び商事に関する裁判管轄及び外国判決に関する条約」を採択することを目指し,作業を進めてきた。当初,国際裁判管轄及び外国判決の承認,執行のルールを定める相当に包括的な条約の策定を目指していたが,主に米国と欧州間の裁判管轄に対する基本的な考え方に大きな隔たりがあることから,様々な管轄ルールを盛り込むことは困難との結論に達した。この結果,裁判所の選択合意に限定した条約を策定することとし,2003年12月に特別委員会が開催された。

「裁判所の専属的選択合意に関する条約草案」における著作権に関する検討事項は以 下のとおりである。

「草案」においては,特許,商標などの登録を要する知的財産権の有効性に関する訴訟は適用除外することがほぼ固まっているが,著作権については,たとえ登録がされる国においても第1条第1項 | 号において適用除外とされることを明記する方向である。

著作権については,すべて条約の適用対象とされ,当事者による裁判所の選択が有効と認められることで問題は生じないか。

- ア 同条約が適用されることにより,専属的管轄合意がなされている裁判所の判決は,締約国内において原則として承認,執行されることとなるが,これにより我が国の 権利者及び利用者にとって不利な状況が生じないか。
- イ 適用除外としなかった場合でも,例えば懲罰的損害賠償など,被告にとってあまりに不利な判決が下されたときは,条約上,承認(執行判決)が求められる限度で執行することができることになるが,これで問題ないか。

(参考3)「草案」第1条

- 1.この条約は,民事又は商事に関して締結された裁判所の専属的選択合意に適用される。
- 2. (省略)
- 3.この条約は,次の事項を目的とする手続には適用されない。
 - a)~j) (省略)
 - k)特許,商標,保護されている意匠及び集積回路の回路配置の有効性
 - 1)[その他の知的財産権であって,その有効性が登録によっているか又は登録から生ずるもの(**著作権は除く。**)]
 - m) (省略)
- 4~7 (省略)

(参考4)「草案」第7条 承認及び執行

- 1.裁判所の専属的選択合意により指定された締約国の裁判所が下した判決は,この章に従って他の締約国の裁判所において承認され,執行されるものとする。承認及び執行は次の理由に基づいてのみ拒否することができる。
 - a)~d) (省略)
 - e) 承認又は執行が, それを求められた国の公序に明らかに反する場合, 特に, その判決を下した特定の手続がその国の手続に関する基本的な原則に反する場合
 - 2~4 (省略)

(参考5)「草案」第10条 損害賠償

- 1.非填補的な損害賠償(懲罰的損害賠償を含む。)を命じる判決は,承認又は執行を求められた国の裁判所が類似の又は同等の損害賠償を命じたであろうとされる限度で承認及び執行される。この規定は,承認又は執行を求められた裁判所が判決をした裁判所の命じた損害賠償額の全額までの額について自国法に基づいて承認又は執行することを何ら妨げるものではない。
- 2~3 (省略)

(2) 国際裁判管轄に関する最近の判例について

国際裁判管轄については,国際ルールが存在しないだけではなく,我が国においても 直接規定する法規がない。一方,我が国では,以下のような判例法が確立している。

当事者間の公平,裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って決定する ことが相当であること。

民事訴訟法に規定する裁判籍のいずれかが日本国内にあるときは,我が国において裁判を行うことが,当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念に反するような「特段の事情」が存在しない限り,当該訴訟事件につき,日本の国際裁判管轄を肯定するのが相当であること。

なお,著作権を巡る国際裁判管轄については,平成13年6月に最高裁判決が出された「円谷プロ事件」及び平成14年11月に東京地裁判決が出された「鉄人28号事件」がある。

(参考6)最高裁平成13年6月8日判決

【事件の概要】

被告タイ在住のタイ人は,「ウルトラマン」などのテレビ映画について原告日本法人から独占的利用 許諾を受けていると主張して,原告から別途許諾を受けている第三者とその取引先に警告書を送付す るなどの行為をした。そこで, 当該著作物の著作権者である原告が著作権を有すること, 被告に 対する損害賠償などを求めて日本国の裁判所に提訴した。

【判決要旨】

・「特段の事情」は認められないとして,日本の国際裁判管轄を肯定

原告の請求は多岐にわたるが、判決は、 被告の日本における本件著作物に関する著作権不存在確認については、「請求の目的たる財産が日本に存在するから、日本の民訴法に規定する財産所在地の裁判籍が日本内にあることは明らかである。」とし、また、 本件警告書送付による不法行為に基づく損害賠償請求については、日本に住所などを有しない被告に対し提起された民事訴訟法の不法行為地の裁判籍の規定に基づいて、「原則として、被告が日本においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である。」とした上で、本件において、被告が本件警告書を日本において宛先各社に到達させたことにより、原告の業務を妨害した客観的事実は明らかであるなど判示して、結論としてすべての請求について日本の裁判管轄を肯定した。

なお,判決は,本件訴訟とタイ訴訟の内容は同一ではなく,訴訟物が異なることから,本件訴訟について被告を日本の裁判権に服させることが当事者間の公平,裁判の適正・迅速に期するという理念に反するものということはできないとして,日本の裁判所の国際裁判管轄を否定すべき「特段の事情」は認められないとした。

(参考7)東京地裁平成14年11月18日判決

【事件の概要】

原告日本法人は,「鉄人 28号」をアメリカで発行することを被告米国法人に対し許諾をしていたが,被告が第三者に対し当該著作物のTシャツを複製及び販売することを原告に断りなく許諾したため,被告の行為は原告の米国著作権を侵害するとして,米国内での侵害行為の差止め及び損害賠償を求めて日本の裁判所に提訴した。

【判決要旨】

・裁判所は職権により国際裁判管轄の存在を否定して、訴えを却下

判決は、被告が米国州法に基づき設立した外国法人であり、かつ日本国内に主たる事務所又は営業所を有し、あるいは被告の代表者などが日本国内に住所を有することを認めることができないため、日本国内に被告の普通裁判籍はない。不法行為地は米国内であるため、不法行為地の裁判籍も日本国内にない。被告は本件につき応訴していないので、応訴管轄も認められない。 損害賠償支払の義務履行地としての裁判籍が日本国内になると解する余地はなくはないが、日本で訴訟が提起されることについての被告の予測可能性、被告の経済活動の本拠地などを考慮すると、「日本の国際裁判管轄を認めて日本で裁判を行うことは、正に当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に著しく反する」との理由から、日本の国際裁判管轄を否定。

(3)準拠法に関する最近の動向について

我が国においては、「法例」(明治31年法律第10号)により、準拠法決定ルールが 定められており、不法行為については、第11条第1項で「原因タル事実ノ発生シタル 地ノ法律」によるとされ、「不法行為地法主義」が採用されている。その不法行為地の決 定に当たっては、「加害行為地法説」と「結果(損害)発生地法説」の2つの考え方が存 在する。

現在,法制審議会において「法例」の現代化が検討されている。具体的には,不法行為一般について, 一定の要件の下で結果発生地法によることとするか否か, 当事者

による事後的な準拠法指定を認めるべきか否か, 当事者間の法律関係を侵害する不法 行為についてはその法律関係の準拠法によることとすべきか否か, 当事者が同一の常 居所地を有するときはその常居所地法によることとすべきか否か, 一般的な例外条項 (回避条項)を設けるべきか否か, 不法行為を類型化して特則を置くか否かなどが検 討されており,知的財産権侵害について特則を設ける可能性についても検討されている。

著作権についてはベルヌ条約第5条第2項の「保護国法主義」の原則が適用されるとされている。この「保護国法主義」の明確化を国際的に働き掛け、国際的な規模での法的安定性を実現するとともに、上記の我が国の国際私法立法に設けられるルールがこの国際約束に反することがないように注意していく必要がある。

(参考8)法例第11条第1項

事務管理,不当利得又不法行為二因リテ生スル債権ノ成立及ヒ効力ハ其原因タル事実ノ発生シタル地ノ 法律二依ル。

(参考9)ベルヌ条約第5条第2項

1の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらない。したがって、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

(4)今後の対応について

国際裁判管轄については,ハーグ国際私法会議での包括的な管轄ルールの作成が困難となり,また,国内法上も明文の規定がなく,さらに,蓄積された判例も少ないため,実際にインターネット上で著作権侵害が起きた場合など,どの国に国際裁判管轄が認められるか,予見可能性が低いことが問題と考えられる。

著作権は、登録などの行政手続きを要しない私権の一つと位置付けられるので、登録国にその有効性についての争いの専属管轄を認めるという特別の取扱いをする必要がなく、一般の民事事件と同様に国際裁判管轄を定めればよいというのが一般的見解である。とはいえ、著作権は無体財産権であるので、不法行為地管轄や財産所在地管轄の場合、どこにその「地」を見出すかが問題となる。この点については、昨年の報告書でも記載したように、一般的な不法行為での法的評価や国際的動向を見極めつつ、慎重に検討を進めるべき問題である。

他方,著作権侵害の準拠法については,国内法においては法例第11条第1項,条約においてはベルヌ条約第5条第2項といった規定が設けられているものの,著作権の場合の「不法行為地」や「保護国」の特定は容易ではなく,特にインターネット上での著作権侵害については,どの国の法律が準拠法となるかについては予見可能性が低いことが問題となる。引き続き,ベルヌ条約第5条第2項の解釈の明確化を国際的に働き掛けていくことが求められる。

4 フォークロアの保護の在り方について

「フォークロア」とは,地域固有の共同体において確認されない人々によって代々創作,保存,開発された一国の文化遺産に属する創造物を意味する。1982年にWIPO・UNESCO共同で作成された「不法利用及びその他の侵害行為からフォークロアの表現を保護する国内立法のためのモデル規定(モデル規定)」によると,無形のものと

して,民話,フォークソング,フォークダンス,演劇,儀式などが,有形のものとして, 描画,絵画,彫刻,彫像,楽器などが例示として挙げられている。

フォークロアなどの保護の問題は近年ますます注目を集めている。途上国からの条約 制定への強い要請もあり,WIPOでの議論も進展することが予想される。

(1) WIPO政府間委員会におけるこれまでの議論について

2001年4月,ジュネーブにおいて第1回WIPO遺伝資源,伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会(IGC)が開催された。IGCでは,途上国等の要望により,フォークロアのほか,遺伝資源,伝統的知識の保護の在り方についても議論がなされている。我が国は,総論として「伝統的知識に関しては中身や所有者の定義を明確化する必要があり,事例収集や既存制度の適用関係の検討が先決である。フォークロアについても各国の事例収集に基づく専門的議論を期待する」と主張した。また,フォークロアに関する活動計画について,「まずモデル規定を採用している国の履行に関する事例,保護の効果,実行上の問題点の抽出と分析から始めるべきであり,その際,ユネスコにおける無形文化財の保護に関する最近の動向も考慮すべきである」と主張した。

同年12月,同地にて第2回IGCが開催された。主に途上国の取組についての情報 提供などがなされ,フォークロアの保護について各国の現状調査に基づいた報告書が作 成された。

2003年7月に開催された第5回IGCにおいては,IGCの今後の展開について議論がなされた。「条約等,法的拘束力のある取決めを目指して関係国で検討する」旨合意したい途上国と,「本件は知的財産の観点から専門的かつ実質的な議論を行うべきであり,既存の知的財産制度の保護水準を引き下げることに繋がる拙速なルールメイキング(条約作成など)を行う旨合意するべきではない」と主張する先進国が対立し,IGCでは結論に達しなかった。

そして,同年9月のWIPO一般総会にて,IGCの今後の展開について議論が行われた。各グループ代表による非公式の検討が進められ,最終的には,今後の取組の在り方として,「引き続き,調査・研究を進める。その際には,将来の国際的な枠組み(international instruments)の可能性も排除しない」旨の合意がなされた。

(2)今後の対応について

フォークロアの保護については、著作権として保護する対象、保護期間の在り方など、基本的な整理をした上で、国際的な制度作りをすべきか否かについて慎重に検討すべきである。その際には、従来の著作権関連条約の趣旨及び体系と整合性が保てるよう、専門的かつ実質的な議論を積み重ねていく必要がある。IGCでは、フォークロアだけではなく、遺伝資源、伝統的知識も含めた検討がなされているが、フォークロアについては、今後の国際的な議論に対応できるよう、本委員会などを活用しながら、フォークロアの保護の対象、保護の手法などに関して、研究を進めることが求められる。

第4章 著作権教育小委員会

検討事項について

1 平成14年度の検討結果

平成14年度の著作権教育小委員会では,著作権教育が目指す目標を,「社会のすべての人々が,著作権について,各人にとって必要な知識や意識を持ち,知的創造活動の所産である著作物を創ったり,既にある著作物等の利用が適切に促進されること」とし,その目標の実現のために,「既に社会で活躍する人々を含めた「すべての人々」を視野においた場合の具体的な目標や,特に学校教育と大学教育が果たすべき役割を考えた場合の具体的な目標」を整理した。

その上で,著作権教育事業を推進するに当たり,様々な事業を通じて「共通して留意すべき事項」を

それぞれの事業・活動の「目標」を明確にしておくこと 現状の把握と事業の効果の「評価」を適切に行うこと 「広がり」のある効果を目指すこと

とした。

さらにこれらの共通の留意事項を踏まえ「文化庁による関係施策の在り方」について, 次のような分類をした上で,委員の意見を整理した。

文化庁が「直接実施」すべき著作権教育事業の在り方 著作権教育を実施する関係機関・団体等への支援の在り方

- ・ 学校における著作権教育への支援
- ・ 大学における著作権教育への支援
- ・ 地方自治体・社会教育施設等の公的機関等の実施する著作権教育への支援 著作権教育を実施する関係機関・団体間の「連携」の促進の在り方

2 本年度の検討事項

本年度の著作権教育小委員会は,昨年度の検討の結果,引き続き検討が必要であると された,

大学における著作権教育

地方自治体・社会教育施設等の公的機関等が実施する著作権教育 企業等における著作権教育

等について検討を行い,それぞれの場において望まれる著作権教育の在り方に関する委員の意見を整理した上で,昨年度の検討結果と今年度の検討結果を踏まえた全体のまとめとして,文化庁が著作権教育に関する施策を実施する場合に留意すべき重要な視点について検討することとした。

引き続き検討が必要であるとされた事項の検討結果及び文化庁が著作権教育を実施するための重要な視点は次のとおりである。

検討の結果

1 大学における著作権教育の在り方について

平成 15 年 1 月の文化審議会著作権分科会審議経過報告(以下「審議経過報告」という。)では,大学における著作権への関心度が必ずしも高くないことや大学の自主性を尊重することなどに言及した上で,「著作権に対する意識の向上」や「研修の充実」について,著作権教育への支援に当たっての一般的な考え方が報告された。

本年度は,文化庁としての著作権教育へのより具体的な支援方策を検討するため,大学において望まれる著作権教育の在り方について検討し,大学が著作権教育を行う場合の留意点について次のとおり整理した。

(1)一定のカリキュラムに基づく継続的な教育の必要性

大学は,教職員,学生など多様な立場の者が所属していることから,例えば著作物の創作の面においても,大学の著作物(法人著作)に該当するものから,教員・学生等の研究成果物(論文,レポート,芸術作品,コンピュータ・ソフト等)に至るまで,多種多様なものが創作されている。

また,大学は教育機関であり,非営利団体でもあることから,著作物等の利用においても,著作権法で権利者の許諾を得ずに著作物等を利用できる場合(例えば,私的使用のための複製(第30条),図書館等における複製(第31条),引用(第32条),教育機関における複製(第35条),試験問題としての複製(第36条),非営利・無料の上映・演奏等(第38条)など)に該当する利用形態も多く,権利者に無断で著作物等を利用できる場合とそうでない場合が混在しているという特徴がある。

このように大学においては,著作物等の創作・利用に関し,複雑な知識を必要とすることから,特に大学が教職員に対して行う著作権教育においては,著作権等に関する複雑な取り扱いについて,わかりやすく教えることができるように工夫された一定のカリキュラムに基づく継続的な教育が必要である。

(2)教職員や学生に対する著作権教育

大学は教育機関であることから,多様な方法で著作権教育を行うことができる。例えば,教員が学生に対して行う「教養教育」や「専門教育」の授業科目における指導や,大学事務局や情報処理センターが教職員や学生に対して行う各種の研修の中で,著作権教育を行うことが可能である。

しかしながら,これらのうち授業科目の中で教員が行う著作権教育については,基本的には教育内容は教員自身の自主性に任されていること,一般に教員自身の著作権教育に関する知識・経験が十分でないことから,当面は,大学当局が行う教職員や学生向けの研修等における著作権教育の充実に力を入れるべきである。

教職員や学生に対する著作権教育に当たっては,著作権侵害によって本人や所属する団体等が被るリスクの説明,不適切な著作物等の利用についての身近な事例を教え

るなどにより,受講者が著作権を身近に感じ,理解しやすい方法で行うことが効果的である。

なお,教員による学生への指導においても,授業科目や論文指導の中で必要に応じて著作権教育を行うことが期待されており,そのような教育は大いに効果があると考えられるので,教員向けの研修については学生への指導ということも念頭において行うべきである。また,学生に対する研修等の場合には,これらに加えて,レポート作成の際の「引用」の方法なども教える必要があり,さらに,「コピーOK」マーク などの著作者としての意思表示の意義を考えさせるような体験的学習の工夫も必要である。

また,大学においては,広報誌,情報誌,紀要,論文集などの作成や共同研究の成果物の取り扱いなどに関し,著作権等に関する契約を結ぶ機会も多く,例えば,今後文化庁の策定・提供する標準契約書に基づいて大学独自の契約システムを構築する過程で,同時に教職員の資質の向上を図っていくことも考えられる。

さらに,大学における教育研究を公開したり教育資源の開放性が求められるなかで,将来的には,文化庁等の関係者の支援も受けながら,大学が地域社会における著作権教育の核になることも期待されており,例えば,地元企業と連携し職業に直結する著作権教育を行ったり,地域住民向けの著作権講座を開設したりするなどの取組も期待される。

(3)著作権教育の核になる人材の養成

大学において著作権教育を円滑に実施するためには,著作権教育の重要性を認識し, 中心となって研修会の企画や関係者への指導を行えるような人材が必要である。

このような人材を大学単独で養成することは難しい面もあるが,大学によっては知的財産権に詳しい人材を多く有しているところもあり,著作権に対する幅広い知識を持ち,学内において研修会等の企画を行えるような能力を備えた人材を養成するプログラムの開発と早期の実施が必要である。

2 地方自治体・社会教育施設等の公的機関等が実施する著作権教育の在り方について

「審議経過報告」では,地方自治体・社会教育施設等の公的機関等が実施する著作権 教育事業に対する支援の重要性について言及し,これらの機関等が有機的な連携協力 を保ち,地域全体として著作権教育事業を展開するため,

^{1 「}コピーOK」マーク

著作物の利用許諾の簡便化を図る観点から、許諾に関する意思をあらかじめ著作権者が表示しておく方法として文化庁が策定した「自由利用マーク」のひとつ。

[「]自由利用マーク」には「コピーOK」、「障害者OK」、「学校教育OK」の三種類があり,それぞれ一定の目的で,一定の利用行為について著作権者が許諾の意思を表示するもの。詳細については文化庁ホームページ(www.bunka.go.jp/jiyuriyo)に解説されている。

- ・ 地方自治体・社会教育施設の職員等を対象とした研修の拡大
- ・ 地域において著作権教育事業を企画・実施できる人材の育成
- ・ 各地域における著作権教育のための指導法・教材等の開発・提供等の方策の実施の必要性が報告された。

本年度は,文化庁としての著作権教育へのより具体的な支援方策を検討するため,地方自治体・社会教育施設等において望まれる著作権教育の在り方について検討し,地域社会の中で著作権教育を行う場合の留意点等について次のとおり整理した。

(1)一定のカリキュラムに基づく継続的な教育の必要性

地方自治体・社会教育施設等では,組織の内部業務,地域社会向けの広報や行事運営に関する業務,生涯学習のための事業や福祉のための事業における活動など,著作物の創作や利用の形態は多様であり,様々な立場の者を対象として著作権教育を行うに当たっては,大学における著作権教育の場合と同様に,その要望に応じてわかりやすく教えることができるように工夫された一定のカリキュラムに基づく継続的な教育が必要である。

特に地域向けの著作権教育は,学校・大学を除いたとしても,行政機関,図書館・博物館・美術館・公民館,地元企業などの職員向けのものから,地域住民のための生涯学習の一環として行われるものまで様々である。したがって,対象者をある程度分類した上で,受講者の関心事項や業務の遂行に当たって要求される著作権知識の水準などに配慮した一定のカリキュラムを作成した上で,著作権教育を実施することが望まれる。

(2)地域住民を対象とした著作権教育

地方自治体・社会教育施設等における様々な業務にも著作権が関連する場合も多く, それに携わる職員にとって著作権に関する正しい知識が必要なことはいうまでもない が,地域住民一人一人にとっても著作権に関する基礎的な知識が必要となっている今 日,地域住民を対象にした著作権教育は新たな課題である。

地域住民を対象とした様々な啓発活動については,住民自身が主体的に企画し運営するものや,地域の生涯学習に関する行政機関が主体となって実施するものなど様々であるが,著作権教育に関しては,現状では住民自身が主体的に著作権教育に関する研修を企画運営することは困難である。そのため,当面は,地方自治体・社会教育施設等が,地域の実情に応じて様々な工夫により著作権教育を展開していくことが必要である。

具体的には,例えば社会教育施設が主催するパソコン操作技術の講座,楽器演奏や合唱の講座などにおいて,著作権制度の仕組みについても周知されるような内容構成に配慮するなどの取組が考えられる。さらに,著作権制度そのものについて学びたいという地域住民の学習要望がある地域においては,体系的でかつ平易な内容の研修講座を生涯学習講座のひとつとして設けることも有意義と考えられる。

(3)著作権教育の核になる人材の養成

地方自治体・社会教育施設等においては,当該組織の職員に対する著作権教育だけでなく,生涯学習の観点から,住民一人一人が著作権に関する正しい認識をもてるようにすることも重要となっていることから,これらの様々な面での著作権教育を円滑に実施するためには,著作権教育の重要性を認識し,地域社会の中心となって様々な要望に応じた研修会を企画したり関係者への指導や助言が行えるような人材を養成することが必要である。

3 企業等における著作権教育の在り方について

「審議経過報告」では「企業関係者を対象とした著作権教育のためのプログラムの開発は遅れており、ニーズの多様性に配慮しつつ、企業関係者向けのプログラムを開発していく必要性がある」と報告されたが、昨年度は充分な検討が行えなかったことから、本年度は、企業等において望まれる著作権教育の在り方について、次のとおりより具体的な検討を行った。

(1)企業における著作権教育への関心度

企業のなかでも,例えばレコード会社,映画製作者,放送局,新聞社,出版社,ソフト制作会社など著作物等の創作及び利用を事業の柱としているものについては,一般に著作権に対する認識は高く,このような企業の多くは,従来から個々の企業又は事業者団体において,継続的な著作権教育が行われている。

また,業務の中で付随的に著作物等を創作又は利用している企業については,従来は著作権に対する認識が低かったが,情報技術の急速な普及・発展に伴い,業務の一環で著作物等の創作や利用の機会が増加するとともに,企業の社会的責任や法令遵守が厳しく問われる時代になって,著作権教育の必要性が認識されつつある。

(2)企業における著作権教育の内容・方法

企業においては,大学や地方自治体等とは異なり,一般に営利目的で著作物等を創作・利用していることから,他人の著作物等を無断で利用できる場合がほとんどないため,著作権教育の内容は比較的単純であると考えられる。しかしながら,業種によって関心のある分野が違うことや,例えば役員等の責任者であるか一般職員であるかなどによっても教育すべき内容が異なることなどから,ある程度,分野や対象者を分けて教育の内容や方法を考える必要がある。

著作物の創作・利用を事業の柱としている企業においては,独自の教材を作成するなどして一般に継続的な社員教育も行われており,それぞれの責任において,このような取組が一層推進されることが期待される。

一方,付随的に著作物を創作・利用している企業については,法令違反による企業 イメージの低下を防ぐため法令遵守教育のひとつとして著作権教育が行われている場 合もあるが,多くの企業では,著作権に対する関心は高くなりつつあるものの,どのように著作権教育に取り組んでよいのかわからないというのが現状である。

このような企業についても,著作権教育の実施主体は原則として個々の企業や事業者団体であることはいうまでもないが,著作権教育に関する現状から考えると,個々の企業や事業者団体が独自で著作権教育を行うことのできる水準に達するまでは文化庁等の支援が必要と考える。また,その支援の内容については,大学における著作権教育の在り方を参考に,研修カリキュラムの作成や人材養成への支援を中心に考えるべきである。

文化庁が著作権教育を実施するための重要な視点

パソコンやインターネットに代表される情報技術の急速な発達・普及により,学校,家庭,企業,団体,地域などあらゆる「場」で,その「目的」や「形態」は異なるものの,著作物等が創作され,利用されている。

著作物の利用手段が限られていた時代は,一部の関係者が著作権に関する知識を有していれば特に問題は生じなかった。しかしながら,現在のように誰でも著作者になれ,利用者になれる時代にあっては,国民一人一人が著作権に対する知識を身に付け,他人の著作権を尊重する気持ちを持つことが必要である。国民の著作権に関する認識が低ければ,無断利用が横行し,例えば正規品の市場を脅かすことによって,著作者の創作意欲を奪うことにもなりかねず,ひいては我が国の文化の発展を阻害することにもなる。

一方で,現状では,国民が著作権について学習しようとしても,著作権等の知識を身に付けることができる「場」は少なく,著作権知識の普及に適した「資料」や「教材」等も不足している。また,地域や職場で著作権知識を普及したり,そのための研修会等を企画したりできる「人材」も極端に不足している。

このようなことから,国民の著作権を尊重する意識を涵養し,我が国文化の発展に寄与するためには,関係者の協力を得て著作権教育に関する施策を強力に推し進めることが重要な課題となっている。

著作権教育小委員会は,昨年度の同委員会の検討結果と本年度の検討結果を踏まえ, このような状況を少しでも改善し,著作権に関する知識の普及の促進を図るために,文 化庁が留意すべき重要な視点について,以下のとおり提言する。

1 著作権教育に関する実態を把握し中期的な目標を策定すること

学校,大学,地方自治体,社会教育施設,一般企業などの団体や地域社会においては,一般に著作権に関する意識は低いといわれているが,実際に関係者がどの程度の著作権に関する知識を有しているのか,実際に著作権教育が行われているかどうか,行われているとすればどのような形で行われているのかなど,今後著作権教育に関する施策を有効に展開するために必要な基礎資料がないのが現状である。

今後文化庁や著作権関係団体等が事業を推進する場合,効率的で効果的な事業を実施

するためには,信頼できる基礎資料が必要であり,文化庁は,関係者の協力も得て早急に実態の把握に努めるべきである。

また,著作権教育に関する施策は,長期にわたり継続的に実施する必要があり,例えば単年度で一定の効果が得られる事業はほとんどないと考えてよい。

したがって,事業の実施に当たっては,長期的な目標を念頭に置きつつ3年から5年程度の中期的な目標を設定し,目標の達成度や内容の評価を行いながら,事業の改廃を進めていくべきである。

2 著作権に関する研修の機会を拡大すること

文化庁では,一般向け,教職員向け,図書館職員向け等を対象とした著作権講習会等を開催しているが,社会の著作権に対する関心の高まりとともに受講者数も年々増加している。これらの講習会は,著作権について学ぶ機会が少ない人にとって大変有意義なものであるので,今後も常に内容等に改善を加えながら,引き続き実施することが望ましい。

しかしながら,従来型の講習会では,文化庁が相当の努力をしても受講者数に限界があるので,文部科学省のエル・ネットやインターネットなどの新しい情報提供手段を活用し,受講者数の拡大に努めるべきである。

また,関係機関・団体等で行われる研修会・講習会等にも積極的に協力し,講師の派遣・紹介,資料や教材の開発・提供に努めるべきである。

3 学校向け事業を優先的に実施すること

文化庁では,国民各層に対する著作権に関する知識の普及を促進するため,各種講習会の実施,学校向け指導書や教材の開発,研究協力校による著作権教育の指導法の研究,インターネットであらゆる著作権に関する質問に答える「著作権なんでも質問教室」(バーチャル著作権ヘルプデスク)などを内容とする「著作権学ぼうプロジェクト」を実施している。これらの事業は今後も推進していく必要があるが,限られた人員及び予算で行うことから,効率よく事業を実施し,最大限の効果をあげるためには,事業の対象者について優先順位を付して実施していく必要がある。

この場合,最も高い優先順位が付されるものは学校教育を対象とした事業であり,その中でも教育を担任する教員向けの事業の充実に努めるべきである。また,事業の内容についても,基本的知識を学ぶための講習会の実施,指導法・教材等の開発・提供などに際し,研究協力校における実践の成果を有効に活用して,よりよいものとなるよう常に改善に心がける必要がある。

4 著作権教育指導者を養成すること

学校,大学,地域社会など多くの場所で著作物の創作及び利用が行われており,関係者の著作権に関する意識は高まりつつあるものの,現実には著作権に関する知識は不十

分なものであり,これらの関係者に対する著作権教育は一つの課題である。これらの関係者に対する文化庁の施策としては講習会の実施などが考えられるが,文化庁が直接事業を実施することには限界がある。また,それぞれの場において啓発的で実用的な内容の体系的な研修会・講習会を企画することについても,各機関や地域の現状では難しい面がある。

このため,文化庁は,教育機関,地方自治体関連機関,社会教育施設などのうち,著作権教育の拠点になる機関の職員や,著作権関係団体等の職員を対象とした著作権教育指導者の養成に力を入れるべきである。

この著作権教育指導者は,各機関や地域からの著作権相談を受けたり指導・助言を行ったりするとともに,研修会・講習会の企画や教材作りなどの核になる人材として活躍するものである。

著作権教育指導者の養成に当たっては,文化庁は,各機関や地域から推薦された人に対し,ある程度の期間をかけて,著作権制度に関する知識をはじめとして,著作権教育事業の企画・立案能力の向上,指導方法の取得,教材等の活用方法等の幅広い知識を取得させるととともに,再研修や継続的な資料や教材の提供などにも配慮する必要がある。なお,研修の成果が一定水準以上の者には修了証書を授与するなどして,各機関等において著作権教育指導者が人材として活用されやすいように一種の資格制度のように機能させることも効果的である。

5 分野等の要望にあった研修用標準カリキュラムを開発すること

著作物等はあらゆる場所で創作され,利用されているが,著作物等が利用される場所や形態によって必要とされる知識が異なるのは言うまでもない。例えば大学では,著作物の創作形態も多様であり,その利用についても権利が働く場合と働かない場合があるなど法律関係が複雑である。一方,例えば企業における利用については,権利者に無断で利用できる場合はほとんどなく,その意味で著作権問題としては単純である。

このような状況を踏まえると,著作権教育指導者の業務を支援し,著作権教育が円滑に行われるようにするために,文化庁は,学校関係者,大学関係者,地方自治体職員,図書館・博物館・美術館・公民館職員,一般企業など異なる分野ごとに,研修用の標準的なカリキュラムの開発・提供を行うことが効果的である。

この研修用標準カリキュラムは,当該分野に直接関係する事項及び一般的に理解しておく事項などを整理し,内容項目及びその配列,内容項目ごとの理解の到達目標,時間配分,関連する話題,関連団体や専門的人材の情報などを体系的に構成したもので,これをモデルとして,著作権教育指導者がその分野の要望にあった研修会や講習会を企画することができるものである。

また,学長,校長,館長,所長,社長などの組織の責任者やリスク・マネジメントの管理者に対して啓発するための研修プログラムと,例えば窓口担当者や契約担当者などの実務者が学習するための研修プログラムとでは,研修の観点や内容の重点事項も異なってくるため,分野別の視点のほか,階層別・職種別の研修用標準カリキュラムの開発・

提供を行うことも有意義である。

なお,これらの研修用標準カリキュラムの作成に当たっては,分野ごとにいくつかの機関で試験的に実施してみるなど,その効果を実証した上で普及を図っていく必要がある。

6 文化庁と著作権関係団体等との連携・協力を深めること

文化庁は,今後も著作権教育の充実・強化に努めるべきであるが,著作権教育の充実は,著作物等の創作や流通に携わっている著作権関係団体等にとっても共通の課題である。著作権関係団体等では,関係団体が関連する業界の実情や,関係団体における人材や予算の状況に応じ,特色のある著作権教育関連事業が実施されている。また,これらの事業は,各団体が独自に行っているものや,利害が一致する複数の関係団体が共同して行っているものなど様々であり,その対象としている分野や年齢層などもまちまちである。

このような著作権関係団体等が行う事業は,基本的に尊重すべきであるが,著作権教育の充実という課題に対処するためには,一方で,文化庁の事業と著作権関係団体等が行う事業が,うまく連携・協力して,相乗的な効果をあげるような施策も必要と考える。

著作権関係団体等が組織している「著作権教育連絡協議会」などの場を利用して関係者が協議し、例えば、学校向けの多様な教材を提供するため、いくつかの団体が連携・協力して、それぞれの団体の特色を生かしながら教材を製作し、文化庁が作成した教材も含めて一つの窓口で提供できるような仕組みを構築するなどの施策が実現できれば、著作権教育に関する施策は大きく前進すると考えられる。

また,著作権関係団体等が多様な教材を作成し,それを提供することのほか,例えば,各種の研修会や学会等が開催される際に,教材その他の情報が提供されている関係団体の情報を一括して紹介した資料を配布することや,各団体間でホームページのリンクのはり方を工夫することなどにより,教材の所在やその内容の情報が得やすくなるよう努めるべきである。

さらに、「著作権教育連絡協議会」の場を通じて、著作権関係団体が利用者団体等と積極的に交流をもち情報交換を行ったり、あるいは権利者関係団体、利用者団体、著作権に関心をもつ団体等が関心のある課題について協議を行ったりすることにより、それぞれの事業に対する新たな要望を把握したり既存の事業の改善を図ることにもなると考えられる。

7 その他配慮が求められる事項

(1)広報の充実

著作権制度に関する正しい認識を国民各層に普及し、啓発していくためには、文化 庁のホームページや各種広報誌を活用したり、各種マスコミと連携するなどして、現 行制度の概要や法改正による新たな制度などの最新の情報について、広報の充実に努 めるべきである。

なお,この場合,利用者の一番の関心事は,ある利用行為を権利者の許諾なく行った場合に,それが権利侵害となるのかどうかである。特に学校,大学等においては,著作権が制限されて権利者に無断で利用できる場合があるので,利用者側の関心も高い。しかし,複雑な事例であれば個別の状況に応じて判断せざるを得ない問題でもあるため,一般的に解説することが難しい面もあるが,一般国民がある程度の理解がしやすいような解説の方法について,今後研究していくことが望まれる。

(2)外部評価基準の導入の研究

大学においてその教育・研究の質的向上を目的として外部評価の視点が導入されつつあるが、例えば、大学の管理運営が適切に行われているのかどうかの基準のひとつとして、、、1「大学における著作権教育の在り方について」示した具体策の取組状況なども評価の観点として取り入れることができないかなどについても、今後研究していくことにも意義がある。

第5章 司法救済制度小委員会

検討の内容について

司法救済制度小委員会においては,昨年度に引き続き司法救済制度について検討を行った。司法救済制度の充実については,「知的財産基本法」及び「知的財産の創造,保護及び活用に関する推進計画」には,それぞれ次のような記述がある。

【知的財産基本法】

(訴訟手続の充実及び迅速化等)

第十五条 国は,経済社会における知的財産の活用の進展に伴い,知的財産権の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ,知的財産権に関する事件について,訴訟手続の一層の充実及び迅速化,裁判所の専門的な処理体制の整備並びに裁判外における紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずるものとする。

【知的財産の創造,保護及び活用に関する推進計画】

<損害賠償制度を強化する>

侵害がされやすく権利者がそれを未然に防止することができないという知的財産権の特性を踏まえ,権利者を適正に救済し,侵害し得の社会からの脱却を図るため,2004年度末までに,知的財産に関する損害賠償制度の強化の方策について幅広く検討し,結論を得る。

<知的財産権侵害に係る刑罰を見直す>

知的財産権侵害に対する抑止効果を高めるため,各知的財産法相互間や他の経済法との均衡を踏まえ,刑事罰の引き上げの要否について検討を行い,2004年度末までに結論を得る。

<証拠収集手続を拡充する>

知的財産関連訴訟における証拠収集手続の機能を強化するため,2004年末までに,営業秘密を含む文書について文書提出義務の例外となる文書の範囲の見直し,文書提出命令の申立てに係るインカメラ手続において文書の開示を受ける者の範囲の拡大とそれらの者の守秘義務,憲法上の裁判公開原則の下での営業秘密が問題となる事件の非公開審理とその手続規定の整備等についての検討を行い,所要の措置を講ずる。

<知的財産権侵害品の個人輸入を抑止するよう国内法制を構築する>

個人による偽ブランド品などの知的財産権侵害品の輸入を抑止するよう,知的財産権関連法の改正などにつき検討を開始し,2004年度の早期に結論を得る。

【検討事項】

【損害賠償制度の見直し】

法定賠償制度 侵害の数量の推定規定 懲罰的損害賠償制度(いわゆる3倍賠償制度)

【権利侵害行為の見直し】 侵害とみなす行為の見直し 間接侵害規定の導入

【差止請求制度の見直し】

【罰則の見直し】

罰金刑の引き上げ 懲役刑の引き上げ 罰金刑と懲役刑の併科

【司法制度改革推進本部における検討事項】 知的財産訴訟に係る立証の容易化のための方策 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い 裁判外紛争解決の在り方

検討の結果

司法救済制度小委員会は、平成15年6月6日に第1回を開催し、9回にわたり検討を行ってきた。平成15年度における検討の結果は次のとおりである。

1 損害賠償制度の見直しについて

現行制度

著作権の侵害行為があった場合,権利者は,民法第709条以下の不法行為規定に基づき損害賠償請求を行うことができるが,著作権の侵害については,損害額の立証が困難なことから,著作権法には,立証負担の軽減措置を図る規定が設けられている。

侵害行為によって作成された物が譲渡された数量や権利侵害を組成する公衆送信が受信されることにより作成された複製物の数量に,権利者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を,権利者の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において,権利者が受けた損害の額とすることができる。(第114条第1項)

権利侵害者が侵害行為により利益を受けているときは,その利益の額を,権利者が受けた損害の額と推定する。(第114条第2項)

権利の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額とし

て,その賠償を請求することができる。(第114条第3項)

損害が生じたことが認められる場合において,損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは,裁判所は,口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき,相当な損害額を認定することができる。(第114条の5)

(1)法定賠償制度

問題の所在

情報化が進む中で,インターネット等を利用した著作権侵害が飛躍的に増大していると見られている。例えば,ファイル交換ソフトの利用による送受信数は,音楽ファイルで約1億1,221万ファイル,映像ファイルで約4,266万ファイルと推計¹され,これらのうちの相当数が著作権侵害に該当するのではないかと指摘されている。

これらの侵害について民事訴訟を提起するにあたっては,ダウンロードされた回数, すなわち侵害の回数を立証することが困難であり,第114条第1項及び第3項の適用 が困難であること,侵害者に利益がなく,第114条第2項が適用できないことなどの 問題点が指摘されている。また,「送信可能化権」侵害については,権利者の「損害」 をどう捉えるかなどの問題もあり,損害の立証が困難であるとの指摘もある。

そこで,権利の実効性を担保するため,無断インターネット送信に係る著作権侵害については,侵害された1著作物につき「10万円」を損害額とみなす「法定損害賠償制度」を導入すべきであるとの意見がある。

検討結果

特にインターネットによる送信可能化権(ないし自動公衆送信権)侵害について,損害の回数ないし損害額の立証が困難であることから,これに対応するために何らかの措置が必要であることについては小委員会において概ね共通理解が得られたところである。

しかしながら,法定額の「10万円」の根拠を何処に求めるべきか²,著作物の種類による「損害額」の違いを法定額にどのように反映させるかについて,検討が必要であるとの指摘がなされた。

これに対し,法定額は非常に重要な問題だが,まず大まかに定め,数年ごとに適宜見 直していけばよいのではないかという意見があった。

法定賠償制度の議論は、「損害額の立証が困難である」ということが前提となっていることから、その「損害額」の根拠を明確にすることは重要であり、この点については十分な検討が必要である。

なお,裁判費用をはじめとする最低限の経費を賄うものとして,一定の損害額を法定するべきではないか,送信可能化権侵害以外の著作権侵害一般に適用する必要性はないか,など著作権法全体における法定賠償制度自体の在り方についても意見があったことから,損害賠償制度全体との関係も踏まえつつ,検討していく必要がある。

(2)懲罰的損害賠償制度(3倍賠償制度)

「コンピュータソフトウェア著作権協会,日本レコード協会調べ。約1万 8,000 人からのアンケート調査により,過去又は 現在のファイル交換ソフトの利用実績等を調査し,1 人当たりのファイル数を乗じて推計したもの。

² 侵害を特定するための「調査費用」とする意見,送信可能化のための「ライセンス料」とする意見,弁護士費用などの「裁判費用」とする意見などが示された。

問題の所在

著作権侵害の量は飛躍的に増加しており,現行の刑事罰規定だけで十分な抑止効果が働いていないことから2倍の賠償請求を認めるべきであるという意見がある。

また,権利者側における侵害行為対策費用は膨大であり³,損害賠償額として通常の使用料相当額の請求だけでは,その損失を補填することができないことから,通常の3倍の賠償請求を認めるべきであるという意見がある。

検討結果

我が国における不法行為に基づく損害賠償制度は,不法行為者に対する制裁や将来における抑止効果,一般予防的効果を目的とするものではなく,被害者に現実に生じた損害を金銭的に評価し,これを賠償させることにより,被害者が被った不利益を補填して,原状回復させることを目的としている(最高裁判所平成9年7月11日萬世工業事件判決)。

懲罰的損害賠償制度は,上記のような我が国における損害賠償制度の基本的理念と相容れない,抑止のために科した金額が権利者に支払われる理由が不明である,侵害対策費用のような恒常的費用は損害賠償で補填すべきものではない,など導入に反対する意見が多く示された。

また,懲罰的損害賠償制度を認める外国判決の承認・執行の可否について争われた上記最高裁判決では,「本件外国判決のうち,補償的損害賠償及び訴訟費用に加えて,見せしめと制裁のために被上告会社に対し懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分は,我が国の公の秩序に反するから,その効力を有しないものとしなければならない。」として,執行を斥けている。同制度を著作権法において肯定した場合には,著作権侵害訴訟に止まらず,今後の司法判断全体に影響を与えることは必至であり,このことについても熟慮しなければならないとの指摘があった。

他方,悪質な侵害に限定してであれば,懲罰的損害賠償を適用させることについて,理解を得られるのではないか,また,そもそも著作権侵害訴訟において「損害」とは何かを論じた上で,上記の基本的理念を維持すべきなのかどうか,実損額を超えて賠償を認めるべきなのかどうか,抑止効果を盛り込むべきかどうかについて,議論が深められるべきなのではないかとの意見があった。

懲罰的損害賠償制度の導入については,著作権侵害訴訟に限らず,民事訴訟制度全体に係る大きな問題であることから,特許権,商標権など他の知的財産関係法令において 議論がなされていない現状に鑑みれば,現段階での導入は見送るべきである。

なお,懲罰的損害賠償制度を導入すべきとの意見の背景には,本来懲罰的,抑止的効果を有するべき刑事罰が十分な効果を発揮していないのではないかという問題や,侵害が発覚したときにだけ損害賠償すれば足りるとすれば侵害行為のし得を許し,事前に使用料を支払う誠実な利用者と比較して実質的公平を欠く結果になるのではないかという問題がある。著作権侵害に対する抑止効果を高めるため,罰則の強化による対応や警察の捜査・摘発体制の一層の強化を求めていく必要がある。また,著作権法第 114 条第 3 項を弾力的に適用して,誠実な利用者との間で不公平が生じないような運用を求めていくことや,訴訟手続を改善し,立証の容易化を図ることで,実質的に損害賠償制度の強化を図ることも考えられる。さらに,被害者が被った不利益を補填するという現行の損害賠償制度の枠内での強化の方策について,引き続き積極的に検討していく必要がある。

³ 例えば,カラオケ演奏権管理のための要員の人件費は年間 12 億 5400 万円,ネット上における監視システムの開発費 1 億 7000 万円,そのシステムの年間運用費 2300 万円かかるとされている。

(3)侵害の数量の推定規定

問題の所在

権利者にとって侵害者によって販売された数量の把握・立証が非常に困難であるため, 立証負担の公平性を図るべきであり,原告が立証できた侵害数量の2倍の数量を推定し て賠償請求を認めるべきであるという意見がある。このようにすれば,被告側もまた, 原告が立証した数量と同量の立証(反証)責任を負うこととなるため公平であるとする。

検討結果

侵害の数量の推定は,実損害を侵害者側に挙証させるにとどまるものであるため,被害者が被った不利益を補填するという我が国の損害賠償制度の枠内の議論であり,これに対する反対意見は見られなかったところである。

しかしながら,何を根拠に原告が立証できた侵害数量の「2倍」の数量を推定するのかとの指摘や,例えば,損害額が立証し尽くされたと判断される場合にも2倍を推定することは理論的におかしいのではないか,少なくとも立証された部分を上回る損害があるのではないかと疑わしい状況であることが必要ではないかとの指摘がなされた。

このように,引き続き検討を要する部分があり,他の法令や諸外国の例なども吟味しつつ,導入の是非について積極的に検討していく必要がある。

(4)その他

これらのほか,権利侵害者が得た利益を権利者に還元させるために,不当利得や準事務管理の考え方を用いる可能性を示唆する意見があった。本件については,著作権法第114条第2項との関係に留意しつつ検討する必要がある。

2 罰則の強化について

現行制度

著作権侵害に係る罰則は,自然人については,3年以下の懲役又は300万円以下の罰金,法人については,1億円以下の罰金が原則となっている。

条	罰則の対象	懲役刑	罰金刑	
ホ	言り出いたります。	נית ערואפי		法人
	著作権・著作隣接権・出版権侵害	3年以下	300 万円以下	1 億円以下
119	著作者人格権・実演家人格権侵害	3年以下	300 万円以下	300 万円以下
119	自動複製機器を著作権等の侵害となる複製に 営利目的で使用させること	3年以下	300 万円以下	300 万円以下
120	著作者又は実演家が存しなくなった後における人格権侵害	ı	300 万円以下	300 万円以下
120-2	技術的保護手段の回避を目的とする装置・プログラムの譲渡・貸与・製造・輸入・所持・公衆の使用に供すること,公衆送信・送信可能化		100 万円以下	100 万円以下
	業として公衆からの求めに応じて行う技術的 保護手段回避	1 年以下	100 万円以下	100 万円以下

	営利目的による権利管理情報の改変等による みなし著作権・著作隣接権・著作者人格権・ 実演家人格権侵害	1 年以下	100 万円以下	100 万円以下
121	著作者でない者の実名又は周知の変名を著作 者名として表示した著作物の複製物の頒布	1 年以下	100 万円以下	100 万円以下
121-2	商業用レコードの複製及び複製物の頒布若し くは頒布目的所持	1 年以下	100 万円以下	100 万円以下
122	出所明示義務違反	-	30 万円以下	30 万円以下

<これまでの改正経緯>

昭和45年(現行法制定時)

・旧法の2年以下の懲役又は5万円以下の罰金より3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に引上げ。

昭和59年

著作権法制定より 14年を経過しており,この間に消費者物価は約2.6倍となっていること,被害額の大きい権利侵害行為も増え,著作権の保護を強化する必要があること等に鑑み,罰金額の上限を引き上げ。

・30万円以下 100万円以下・10万円以下 30万円以下・1万円以下 10万円以下

平成8年

情報化の進展に伴い,著作権に関する法的紛争が多様化・複雑化するとともに,著作権の侵害事例が増加しており,著作権保護の実効性を高める必要があるため,特許法等他の知的財産権法との整合性を踏まえ,著作権の場合に適用される罰金額の上限を引き上げ。

・100万円以下 300万円以下・30万円以下 100万円以下・10万円以下 30万円以下

平成12年

上映権侵害事件などのように法人の業務として侵害が行われているケースや,企業内違法コピーなど企業ぐるみで行われるケースが多く,法人業務主に対して十分な抑止力のある罰金を課すため,法人に対する罰金額の上限を引き上げ。

・300万円以下 1億円以下

(参考)他の知的財産権が侵害された場合の主な罰則規定

	個人に対する罰則		法人に対する罰則
	懲役	罰金	罰金
特許権	5 年以下	500 万円以下	1億5千万円以下
実用新案権	3年以下	300 万円以下	1 億円以下
意匠権	3年以下	300 万円以下	1 億円以下
商標権	5 年以下	500 万円以下	1億5千万円以下
不正競争防止法	3年以下	300 万円以下	3 億円以下

著作権侵害事件の検挙数と起訴数

平成 9 年~13 年の著作権の侵害事件については,警察白書によると,毎年 80 人~170 人の著作権侵害犯が検挙されている。

平成	検挙件数	検挙人数	起訴件数	
1 73%	1大手口 奴	1大子八奴		うち略式
9	433	171	145	(100)
10	588	138	116	(91)
11	296	142	112	(77)
12	304	136	146	(87)
13	187	82	75	(59)
合計	1808	669	594	(414)

検挙数は警察白書,起訴数は検察統計年報より

諸外国の罰則規定

諸外国の罰則規定の概要は以下の通りであり、自由刑や罰金刑の定めは様々だが、両者の併科を認めている例が多い。

	自由刑	罰金刑⁴	
日本	~ 3 年以下	300 万円以下	×
アメリカ	~ 5 年以下	25 万ドル以下	
イギリス	~ 2 年以下	(上下限の規定なし)	
フランス	2 年	15 万ユーロ	
ドイツ	~ 3年以下(営利目的の場合5年)	(上下限の規定なし)	×
イタリア	6 ヶ月~ 3 年	10 万~3,000 万リラ以下	
中国	~ 3年以下(悪質な場合は3~7年)	(上下限の規定なし)	
韓国	~ 5 年以下	5,000万ウォン以下	
台湾	~ 5年以下	20 万 ~ 200 万台湾ドル	

最も基本的な著作権侵害(複製権侵害等)に対する各国の罰則を比較したもの。

(1)罰金刑・懲役刑の引き上げ

問題の所在

デジタル化,ネットワーク化により,著作権侵害の量が飛躍的に増加するとともに,また,それぞれの侵害による被害が大規模に拡散する可能性も高くなっている⁵。侵害に対する抑止効果をさらに高める必要があることから,罰金刑・懲役刑を引き上げるべきであるという意見がある。

⁴ 平成 15 年 11 月現在の為替レートは,米ドル:109 円,ユーロ:130 円,韓国ウォン:0.09 円,台湾ドル:3.2 円。なお,イタリア法は罰金額の定めがユーロに改められていない。伊リラ:約0.0005 ユーロ:約0.07 円

⁵ インターネットを用いた著作権侵害は深刻で,また,コンピュータソフトウェア著作権協会調べによると,平成 14 年から 平成 15 年 10 月まででインターネットを用いた著作権侵害については 22 件摘発されている。インターネットを用いた著 作権侵害が刑事摘発されることが少ないことに鑑みれば,実数は相当数に上るものと推測される。ファイル交換ソフトに よる送受信数は,音楽ファイルで約 1 億 1,221 万ファイル,映像ファイルで約 4,266 万ファイルに及ぶと推計され(前掲コンピュータソフトウェア著作権協会,日本レコード協会によるアンケート調査),これらのうちの相当数が著作権侵害 に該当するのではないかとの指摘がある。また,日本音楽著作権協会が平成 14 年度に各プロバイダに対して行った送信 防止措置請求は,14,344 ファイル分にも及んでいる。

実際にオークションサイトやファイル交換ソフトにおいて著作物名等で検索してみると,おびただしい数の著作物(又はその違法複製物)が取り扱われていることが解る。

検討結果

著作権侵害に対する抑止効果を高め,また,本当に悪質な著作権侵害などに対応することができるよう,罰金刑や懲役刑の上限を引き上げるべきである。この際,他の知的財産法における刑罰とのバランスを踏まえ,特許法及び商標法と同程度に引き上げることが適当である。

なお,引き上げの対象とする侵害については,特許法や商標法との均衡や,刑罰の引き上げの実質的効果,表現の自由に対する萎縮効果に留意し,営利目的による侵害に限定して引き上げるべきであるとの意見がある一方で,営利目的でない侵害についても,ファイル交換ソフトを利用した侵害などには,被害が甚大で悪質なものもあることから,事例に応じて裁判所の裁量に委ねるべきであり,限定するべきではないとの意見があった。

(2)懲役刑と罰金刑の併科

問題の所在

現行制度では,著作権侵害には懲役刑「又は」罰金刑が科されることとされているが,重大な侵害であって懲役刑が言い渡される場合でも,執行猶予が付いた場合には,略式手続によって罰金刑が科される者より実質的に軽い処分となり,制裁として十分でないことから,懲役の場合でも罰金を併科できるようにすべきであるという意見がある。

<刑事通常第一審における著作権法違反事件 >

平成 10 年~14 年の 5 年間で,刑事通常第一審において 85 名が懲役刑を言い渡されているが,執行猶予が付されるケースがほとんどで,実刑判決は8名にとどまっている。

		懲犯	殳刑	
平成	2年~3年	1年~2年	6月~1年	6月未満
	実刑(執行猶予)			
10	0(0)	0(9)	0(3)	0(0)
11	0(1)	2(10)	1(1)	0(0)
12	0(3)	1(14)	1(3)	0(0)
13	0(1)	2(15)	1(5)	0(0)
14	0(3)	0(8)	0(1)	0(0)
合計	0(8)	5(56)	3(13)	0(0)

最高裁判所より聴取

検討結果

懲役刑と罰金刑の併科については,特許法等他の知的財産関係法には例がないが, その他の法律については多数の例があり,諸外国においても,著作権侵害について併 科を認める例が複数あるところである。

悪質なケースに執行猶予つきの懲役のみで,制裁が十分でないことがある現状において,抑止効果を期待する観点からも併科を認める意義は大きいものと考えられることから,導入すべきである。

3 司法制度改革推進本部における検討事項について

政府の司法制度改革推進本部においては、司法制度改革に必要な法律案の立案等の作業のため、学者、実務家、有識者等から成る各種の検討会を設置して検討を行っている。本小委員会においては、本部において検討中の事項のうち、著作権制度と関連の深い、立証の容易化のための方策について(文書提出命令に係るインカメラ手続の改善等)、 弁護士費用の敗訴者負担制度の取扱い、 裁判外紛争解決等の在り方の3点について検討を行った。

(1)知的財産訴訟に係る立証の容易化のための方策(文書提出命令に係るインカメラ手 続の改善等)

現行制度

著作権法は,民事訴訟法の特則として,侵害行為について立証するため必要な書類等について,提出を拒むことに「正当な理由」がある場合を除いて,提出を命ずることができると定めている。

裁判所は,この正当な理由に該当するか否かを判断するために必要がある場合には,当該文書を提示させることができるが,秘密保護の観点から,当該文書については裁判所(及び所持者)以外の何人も開示を求めることができないとされている(著作権法第114条の3°)。これをインカメラ審理手続という。裁判官以外の何人も文書の開示を求めることができないことから,現行法上,それ以上に秘密保護の規定は設けられていない。

また、憲法第82条は、第1項で裁判の対審及び判決は公開法廷で行う原則を定めている一方、第2項で「公の秩序又は善良の風俗を害する虞」がある場合に、対審を公開しないことができると定めている。また、裁判所法第70条は、対審を非公開とした場合には、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなくてはならないとするとともに、判決を言い渡すときには、公開しなくてはならないとする。

憲法第82条の趣旨は,裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し,ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとすることにあるとされている(最高裁判所平成元年3月8日法廷メモ事件判決)。

なお,尋問の非公開を定めている例に人事訴訟法があるが,特許法や著作権法には特別な定めは置かれていない。

問題の所在

侵害行為及び損害の立証のためには,より幅広い文書提出義務を認めることが望ましいが,一方で営業秘密を保護することも必要である。現行法では,立証に必要な文書に営業秘密が含まれている場合には,「提出を拒むことについて正当な理由がある」として提出を拒まれる可能性がある。この「正当な理由」の有無については,裁判所がインカメラ審理において判断するが,申立人等について立会い等の手続が保障されておらず,申立人の反論なしに文書提出義務の有無が判断されてしまうという問題があるという意見がある。

また、知的財産訴訟における証人の尋問などについて、特に営業秘密が問題となる

-

⁶ 特許法等他の知的財産権法にも同様の規定が設けられている。

場合には、その漏洩が懸念されて証拠の提出ができず、訴訟が円滑に行えないおそれがあるため、非公開審理を導入できる旨を明文化すべきではないかという意見がある。

検討結果

著作権侵害訴訟においては,著作物が原則として公表されているものであることから,特許権侵害訴訟のように営業秘密が問題となる事例は少ないと思われるが,プログラムの著作物に係るソースコードが審理の対象となる場合には,ソースコードに営業秘密が含まれるとして提出を拒まれる可能性がある。

立証の容易化と営業秘密の保護とのバランスを図る観点からは、文書に営業秘密が含まれている場合には「正当な理由」の有無について、インカメラ審理において判断する制度を維持しつつ、インカメラ審理の参加者の拡大など、インカメラ審理の改善による対応も検討すべきであると考えられるが、特許権侵害訴訟など他の知的財産権侵害訴訟とのバランスも考慮する必要がある。なお、インカメラ審理参加者の拡大を検討する場合には、それに伴って、目的外の使用や第三者への開示を禁止する秘密保持義務を課すとともに義務違反には罰則を科すなど営業秘密に配慮することが必要である。

また,営業秘密を理由とする非公開審理の明文化については,著作権侵害訴訟の場合,非公開でないと審理ができないことが実際上ほとんどないことから,敢えてこれを明文化する必要性は乏しいものと考えられる。

(2)弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い

問題の所在

勝訴しても弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者にも、その負担の公平化を図って訴訟を利用しやすくする見地から、一定の要件の下、弁護士報酬の敗訴者負担制度を導入することについて、司法制度改革推進本部において、検討が進められている。

検討結果

著作権侵害訴訟について,不当に訴えの提起を萎縮させないとの観点から,弁護士報酬の敗訴者負担制度を導入しない特有の事情があるかどうか,検討が行われた。

著作権侵害訴訟についても,個人が事業者に対して行う訴訟類型など,敗訴者負担になじまないと考えられるものもあるが,この問題は,著作権侵害訴訟特有の問題ではなく,訴訟全般の横断的事項として検討すべき事項であると考えられる。

(3)裁判外紛争解決の在り方

問題の所在

厳格な裁判手続と異なり、簡易・迅速かつ廉価で、法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決を図ることができるなどの観点から、いわゆる裁判外の紛争解決手段(ADR)に対する期待が高まっている。「司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)」においても、ADRの拡充・活性化を図るための措置等を講ずることとされ、総合的な ADR の制度基盤を整備する見地から、ADR の利用促進、

裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することについて、司法制度改革推進本部において、検討が進められている。

検討結果

著作権は時期による価値の変動が大きいため、紛争を早急に解決すべきニーズが高いこと、許諾料についての争いなど、権利義務の形成効果を期待される類型の紛争があることなどから、ADR を積極的に活用する意義は少なくないため、基本的な枠組みを規定する法律案の検討を積極的に進める必要があると考えられる。

ADR の基本的な枠組みを規定する法律案の内容として検討されている特例的事項のうち, 時効の完成を懸念することなく ADR による紛争解決を試みることのできるよう, ADR により時効が中断する旨の民法の特例を設けること(時効中断効の付与), ADR と訴訟手続が並行する場合において,一定の場合に裁判所の裁量によって訴訟手続を中止できるようにすること(訴訟手続の中止)の2点については,著作権紛争に係る ADR についても,制度の導入に一定の意義があると考えられる。

なお、法律案全体の構成や、どのような機関が行う ADR に特例的事項の効力を認めるべきか、時効中断効の効力発生をいつから認めるべきか、時効中断効ではなく、ADR を利用している間時効を停止させることについてはどうか、といった制度設計については、著作権侵害訴訟特有の問題ではなく、紛争全般の横断的事項として検討すべき事項であると考えられる。

4 権利侵害行為の見直しについて

(1)間接侵害規定の導入

問題の所在

権利侵害を行う者に対して当該行為の場所や手段を提供する者に対する損害賠償請求や差止請求を行うことができるかどうかについては,著作権法上明確な規定がないが,損害賠償請求については,カラオケ機器のリース業者について,「間接的に関与する者」として共同不法行為責任を認め,賠償を命じた最高裁判例がある(最高裁判所平成 13 年 3 月 2 日ビデオメイツ事件判決)のに対し,差止請求については,地方裁判所の判決において,一定の要件の下では,「幇助者」として,「著作権を侵害する者又は侵害するおそれのある者」に当たるとして,差止請求を認容した例(大阪地方裁判所平成 15 年 2 月 13 日ヒットワン事件判決)があるにとどまっている。

このため,差止請求については,演奏会場提供者,音源提供事業者,カラオケ機器のリース業者,CDのプレス事業者など,侵害に「間接的に」関与する者を,権利の実効性を確保するとともに,侵害の予防のための強い協力要請を可能とするという観点から,侵害者とみなす規定を設けるべきであるという意見がある。

検討結果

演奏会場提供者,音源提供事業者,カラオケ機器のリース業者,CD のプレス事業者といった例示に挙げられている者全てに対する一般的な間接侵害規定の導入は,我が国の法制にはないものであり困難であるが,教唆者・幇助者に対する差止請求権を明文の規定で認めるべきであるとの意見や,特許法のように,一定の客観的・

主観的要件のもと類型的に限定した形の間接侵害規定を導入すべきであるとの意見もあったが、一方で、現行制度においても運用によって適切な対応が可能であること、差止請求の場合のみに間接侵害者も含むことを明文化することにより、他の条文では間接侵害者は対象にならないという反対解釈を導く可能性があることから、導入するにあたっては、配慮を要するとの指摘もあった。

CD のプレス事業者や書籍の印刷業者など,業務にあたり著作物の内容まで把握しない事業者まで著作権侵害者と認めることは適切ではなく,また,表現手段の提供を予め制限することとなれば,「表現の自由」や「検閲の禁止」など憲法上の権利との関係も問題となるとの指摘がなされた。

著作権の侵害に間接的に関与する者に対する差止請求権を認めることが適当な場合があることについては意見が一致しているところであり、間接侵害規定の導入については、司法の場における判例の蓄積を踏まえつつ、必要な方策について引き続き検討していく必要がある。

(2)侵害とみなす行為の見直し

問題の所在

違法複製物の輸入・頒布及び所持に関して,「みなし侵害」を定める著作権法第 113条第1項に規定する「頒布の目的をもつて」「情を知つて」の主観要件については、実質的根拠がないのではないかという意見がある。

検討結果

第113条第1項の主観要件が削除された場合には、特許や商標のように「登録」を必要とせず、創作の時点で自動的に発生する著作権について、商品購入の際にその適法性を常に確認しなければならず、取引の安全を害することになることから、現段階での主観要件の削除は見送るべきであるとの意見が多く示された。

なお,「主観要件」についての裁判所の認定が厳しいこと,主観要件を外せば, 違法複製物であるか否かの管理に注意を払うこととなり,違法複製物の流通は困難 となることから,主観要件を削除すべきであるとの意見があった。

5 差止請求制度の見直しについて

問題の所在

訴えの提起のときに侵害していても口頭弁論終結時までに侵害を任意に停止すれば,理論的には,侵害するおそれがないと認定される可能性が存在することから,著作権侵害の差止請求について,起訴後に侵害を停止したとしても,「侵害するおそれがある者」とみなす規定を設けるべきであるという意見がある。

検討結果

「おそれがない」のに認められた請求権は法的にどのような意味を持つのか不明であるし、実際の訴訟においては、侵害を任意に停止したからといって、本案訴訟で差止の利益が認められないという例は、ほとんどないというのが実態であることから、現段階での「みなし規定」の導入は見送るべきであるとの意見が多く示され

た。

なお,多大な費用を掛けて被告による侵害を証明した原告に,被告が将来侵害するかもしれないリスクを負わせるべきではないこと,訴え提起前に侵害を停止するインセンティブを侵害者に与えることとなり,権利者は訴えを提起せずに満足を得ることができる可能性が大きくなることから,「みなし規定」を設けるべきであるとの意見があった。

おわりに

このように,5つの小委員会における検討の結果,書籍・雑誌の貸与に係る暫定措置の 廃止等に関しては,速やかに著作権法を改正すること等が適当であるとの結論を得たとこ ろである。

また,著作物等の利用許諾契約における利用者の保護のための方策,放送機関に関する 新条約作りへの参画の在り方,著作権教育の在り方等については,今後の施策を実施して いく上での方向性や基本的な考え方を示している。

一方,損害賠償制度の見直しや著作権等の集中管理事業の在り方等のように,今後も検討を行うものと整理された課題もあり,これらの課題については,平成16年以降も引き続き検討を進めることが必要である。

今後も,社会の変化や情報技術の発達・普及等に対応して,著作権に関する諸課題について必要な検討を進めていくこととする。

1 文化審議会著作権分科会委員名簿

分 科 会 長 齊藤 博 専修大学教授

副分科会長 野村豊弘 (学)学習院常務理事

石田正泰 (社)日本経済団体連合会産業技術委員会知的財産部会長

(平成15.10.10~)

(丸島儀一前(社)日本経済団体連合会産業技術委員会知的財産部会長

~平成15.10.9)

市川團十郎 歌舞伎俳優 ,(社)日本俳優協会財務理事

入江 観 (社)日本美術家連盟理事

岡田冨美子 作詞家,(社)日本音楽著作権協会理事

小 熊 竹 彦 日本生活協同組合連合会政策企画部長

角 川 歴 彦 (社)日本映像ソフト協会会長

金原 優 (社)日本書籍出版協会副理事長

國 分 正 明 日本芸術文化振興会理事長

後 藤 幸 一 (協)日本映画監督協会涉外委員会委員長,著作権委員会委員

(平成15.6.2~)

酒井 昭 (社)日本民間放送連盟常勤顧問

迫本淳一 (社)日本映画製作者連盟参与

里中満智子 漫画家

清 水 康 敬 国立教育政策研究所教育研究情報センター長

瀬尾太一 (社)日本写真家協会著作権委員会委員,日本写真著作権協会常務理事

関 根 昭 義 日本放送協会専務理事・放送総局長(平成15.6.2~)

(板谷俊一 前日本放送協会専務理事・放送総局長 ~ 平成15.6.1)

大 楽 光 江 北陸大学教授

辻 本 憲 三 (社)コンピュータソフトウェア著作権協会理事長

常世田 良 (社)日本図書館協会常務理事(平成15.9.18~)

(大澤正雄 (社)日本図書館協会理事 ~平成15.9.17)

土 肥 一 史 一橋大学教授

永井多惠子 世田谷文化生活情報センター館長

中 山 信 弘 東京大学教授

菱 木 純 子 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

松 田 政 行 弁護士・弁理士

三 田 誠 広 (社)日本文芸家協会常務理事・知的所有権委員会委員長

村 上 重 美 (社)日本新聞協会専務理事・事務局長

紋 谷 暢 男 成蹊大学教授

山口三惠子 日本弁護士連合会知的所有権委員会委員,弁護士

依田 巽 (社)日本レコード協会会長

(計30名)

2 文化審議会著作権分科会審議経過

第9回会議 平成15年 3月28日 文化審議会著作権分科会運営規則等の制定について

小委員会の設置について

第10回会議 10月15日 各小委員会の検討状況について

第11回会議 12月 8日 文化審議会著作権分科会運営規則の改正について

各小委員会の報告書について(報告)

文化審議会著作権分科会報告書(案)について

第12回会議 平成16年 1月14日 平成15年度使用教科書等掲載補償金について

平成 1 5 年度使用拡大教科書掲載補償金について 文化審議会著作権分科会報告書(案)について

3 各小委員会委員名簿

(1)法制問題小委員会

石 井 亮 平 日本放送協会マルチメディア局著作権センター担当部長

入 江 観 (社)日本美術家連盟理事

上 原 伸 一 (社)日本民間放送連盟著作権委員会著作権専門部会法制部会主査

岡 村 豊 玉川大学教授

上 出 卓 (社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター参与

金 原 優 (社)日本書籍出版協会副理事長

児 玉 昭 義 (社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長

後 藤 幸 一 (協)日本映画監督協会涉外委員会委員長,著作権委員会委員

(平成15.6.2~)

菅原瑞夫 (社)日本音楽著作権協会業務本部(送信・EDI推進担当)副本部

長

瀬尾太一 (社)日本写真家協会著作権委員会委員,

日本写真著作権協会常務理事

常世田 良 (社)日本図書館協会常務理事(平成15.9.18~)

(大澤正雄 (社)日本図書館協会理事 ~平成15.9.17)

土 肥 一 史 一橋大学教授

主 杳 中 山 信 弘 東京大学教授

主査代理 野 村 豊 弘 (学)学習院常務理事

生 野 秀 年 (社)日本レコード協会常務理事・事務局長

福 田 慶 治 (社)日本映画製作者連盟常務理事・事務局長

松 田 政 行 弁護士・弁理士

三 田 誠 広 (社)日本文芸家協会常務理事・知的所有権委員会委員長

村 上 重 美 (社)日本新聞協会専務理事・事務局長

山 地 克 郎 (社)電子情報技術産業協会法務・知的財産権総合委員会委員長

(計20名)

(2)契約・流通小委員会

安 念 潤 司 成蹊大学教授

飯 田 昭 夫 日本弁理士会知的財産支援センター副センター長

石 井 亮 平 日本放送協会マルチメディア局著作権センター担当部長

今 川 祐 介 (社)全日本テレビ番組製作社連盟専務理事

上 原 伸 一 (社)日本民間放送連盟著作権委員会著作権専門部会法制部会主査

大 森 一 男 (社)電子情報技術産業協会法務・知的財産権総合委員会委員

加藤 衛 (社)日本音楽著作権協会常務理事

北川 善太郎 名城大学教授,(財)国際高等研究所副所長

久保田 裕 (社)コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長

児 玉 昭 義 (社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長

佐 々 木 隆 一 (株) ミュージック・シーオー・ジェーピー 取締役会長

椎 名 和 夫 (社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター

運営委員(平成15年10月10日~)

(橋 元 淳 (社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター

事務局長 ~ 平成15年10月9日)

主查代理 渋 谷 達 紀 早稲田大学教授

寺島アキ子 (協)日本脚本家連盟常務理事

土 肥 一 史 一橋大学教授

生 野 秀 年 (社)日本レコード協会常務理事・事務局長

橋 本 太 郎 ソフトバンク・ブロードメディア(株)代表取締役

松 田 政 行 弁護士・弁理士 森 田 宏 樹 東京大学教授

主 査 紋 谷 暢 男 成蹊大学教授

(計20名)

(3)国際小委員会

石 井 亮 平 日本放送協会マルチメディア局著作権センター担当部長

上 原 伸 一 (社)日本民間放送連盟著作権委員会著作権専門部会法制部会主査

加藤 衛 (社)日本音楽著作権協会常務理事

久 保 田 裕 (社)コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長

小 泉 直 樹 上智大学教授

児 玉 昭 義 (社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長

駒 田 泰 土 群馬大学講師

関口和一 (株)日本経済新聞社編集委員兼論説委員

主查代理 大 楽 光 江 北陸大学教授

高 杉 健 二 (社)日本レコード協会法務部部長

道垣内正人 東京大学教授

前 田 哲 男 弁護士

増 山 周 (社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター

法務調査部部長

松 田 政 行 弁護士・弁理士

主 査 紋 谷 暢 男 成蹊大学教授

山 地 克 郎 (社)電子情報技術産業協会法務・知的財産権総合委員会委員長

山 本 隆 司 弁護士

(計17名)

(4)著作権教育小委員会

小 熊 竹 彦 日本生活協同組合連合会政策企画部長

北川善太郎 名城大学教授 (財)国際高等研究所副所長

久 保 田 裕 (社)コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長

坂 井 知 志 常磐大学助教授

里中満智子 漫画家

主 査 清 水 康 敬 国立教育政策研究所教育研究情報センター長

菅 原 瑞 夫 (社)日本音楽著作権協会業務本部(送信・EDI推進担当)副本部

長

関 口 一 郎 (社)日本教育工学振興会常務理事・事務局長

大 楽 光 江 北陸大学教授

中 井 暁 (社)日本映像ソフト協会業務部長

主査代理 永井多惠子 世田谷文化生活情報センター館長

中 村 司 野田市立東部中学校教頭

中 村 凱 夫 (社)著作権情報センター理事・事務局長

菱 木 純 子 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

福 島 信 行政書士,日本行政書士連合会・知的財産権委員会委員

光 主 清 範 (社)日本経済団体連合会産業技術委員会知的財産問題部会幹事 水 島 和 夫 高岡短期大学副学長

(計17名)

(5)司法救済制度小委員会

蘆 立 順 美 東北大学助教授

大 渕 哲 也 東京大学教授

久 保 田 裕 (社)コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長

後 藤 健 郎 (社)日本映像ソフト協会業務部長代理(法務担当)

潮 見 佳 男 京都大学教授

高 杉 健 二 (社)日本レコード協会法務部部長

橋 元 淳 (社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター事務

局長

細 川 英 幸 (社)日本音楽著作権協会常務理事

前 田 哲 男 弁護士

主 査 松 田 政 行 弁護士・弁理士

光 主 清 範 (社)日本経済団体連合会産業技術委員会知的財産問題部会幹事

三 村 量 一 東京地方裁判所判事

主查代理 山口三惠子 日本弁護士連合会知的所有権委員会委員,弁護士

山 本 隆 司 弁護士

吉 田 徹 法務省民事局参事官

(計15名)